

第百八十六回国会

参議院文教科学委員会会議録第十五号

平成二十六年五月二十九日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

藤末 健三君

補欠選任

那谷屋正義君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

丸山 和也君

石井 浩郎君

二之湯武史君

大島九州男君

松沢 成文君

委員

上野 通子君

衛藤 晟一君

中曾根弘文君

橋本 聖子君

堀内 恒夫君

水落 敏栄君

石橋 通宏君

斎藤 嘉隆君

櫻井 充君

那谷屋正義君

新妻 秀規君

矢倉 克夫君

柴田 巧君

藤巻 健史君

田村 智子君

事務局側

常任委員会専門員

美濃部寿彦君

参考人

します。

午前は、前郡山市教育委員会教育長・前中核市教育長木村孝雄君、東京大学大学院教育学研究科准教授村上祐介君、元千葉県教育委員会委員長・千葉大学教育学部教授天笠茂君及び首都大学東京大学院社会科学部教授伊藤正次君の四名の方に御出席をいただいております。この際、参考人の方々に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

参考人の皆様には忌憚のない御意見をお述べいただきたいと思います。本案の審査の参考にさせていただきますと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の会議の進め方ですが、まず、本村参考人、村上参考人、天笠参考人、伊藤参考人の順で一人十五分程度で御意見をお述べいただきます。その後、各委員の質疑にお答えいただきますと存じます。

なお、参考人、委員とも御発言は着席のままです。結構でございます。

それでは、まず本村参考人から御意見をお述べいただきます。本村参考人。

○参考人(本村孝雄君) 中核市教育長会前会長の木村孝雄でございます。

今朝ほど、六時四十七分の新幹線で福島県郡山市から参りました。ちょうど職を辞してリタイアして、ゆつくり時間を過ごしたところでございます。

福島県郡山市では、大震災で損壊しました建物の解体や撤去もほぼ終わりました。町のあちこちに数多くの空き地が見受けられます。しかし、子供たちの心の空き地は外側からは見ることができません。今が正念場とみんで自覚し合ひながら

対応しております。皆様には、温かい御支援を今までいただいておりますことに感謝申し上げますとともに、明日の日本を担う福島の子供たちのこれからにも御支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、中核市教育長会の前会長として、教育委員会制度の在り方について意見を述べさせていただきます。

中核市教育長会におきましては、平成二十年一月に教育委員会制度の在り方についてプロジェクト会議を立ち上げ、調査研究を積極的に進めてまいりました。十一回にわたる熱心な議論を経た後、平成二十五年一月には、これからの地域主権型地方教育行政における教育委員会制度の在り方について二十ページの提言を取りまとめ、文部科学省関係各局に提言書を提出したところであります。

本日は、その内容について申し上げ、法案審議の一助にさせていただければと願っております。

一枚目が報告書の概要版になっております。二枚目がイメージ図になっております。

初めに、概要版の左側中段、(1)の基本的な考え方について申し上げます。

これまで教育委員会に対して指摘されてきた教育委員会の形骸化や責任の所在の不明確等の課題を解消するためにも、現制度の見直しは必要であり、また、これからの住民ニーズや教育課題に的確に対応した教育行政を実施することのできる地方教育行政制度を構築しなければならないと考えます。そのため、従来取り組んできた教育委員の資質向上と併せて、制度改革に踏み込んだ検討をすべき時期に来ておりまして、ずっと検討を続けてまいりました。

見直しの観点として、首長と教育委員会の関係、委員長と教育長の関係、地方行政における地

本日の会議に付した案件

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(丸山和也君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日、藤末健三君が委員を辞任され、その補欠として那谷屋正義君が選任されました。

○委員長(丸山和也君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、参考人の皆様から御意見を伺うことといたします。

域主権の実現を見直すと同時に、留意事項として、教育において非常に重要な価値である政治的中立性や継続性、安定性の確保や、さらに、概要版では省略しておりますが、様々な教育課題に対して的確かつ迅速に対応できる能力の確保、地域ニーズを反映する住民参加の促進を挙げております。

次に、右側、(2)具体的見直しの方策について申し上げます。

地方教育行政における役割と責任の明確化について御覧ください。教育行政に求められる意義、役割として、首長からの独立性や合議制、住民による意思決定などを最低限担保しながらも、地方教育行政における首長、教育委員会、委員長、教育長の特性や実態を踏まえた適切な役割分担とそれぞれの役割に応じた責任体制を明確にする必要があると考え、これらを実現するため、具体的にアからエの四点の見直し方策について提言しております。

まず第一点目のアでございますが、現行の行政委員会制度を堅持し、首長からの政治的中立性を保つとともに、合議制を維持することにより、中立性や継続性、安定性を担保することとしていきます。

第二点目、イとして、議会の同意と首長の直接任命により、これまでの教育委員長と教育長を一体化させた教育委員会を代表して責任を負う常勤の特別職である(仮称)代表責任者を置くことにより、責任体制の明確化を図ることとしていきます。

この代表責任者は、意思決定機関である狭義の教育委員会について代表して責任を負う者であり、会議の招集や委員会会議の議長を担うと同時に、事務局の総括や指揮監督も担うこととなります。代表責任者が従来の教育長的作用を担うことにより、権限と責任を一致させております。また、代表責任者については、首長が議会の同意を得た上で直接任命することで、首長の責任やリーダーシップの在り方も明確にしております。

第三点目、ウとして、狭義の教育委員会の役割を市民感覚を生かしやすい事項に係る審議・決定機能とすることにより、教育委員会の主体性や自立性を十分に発揮できる行政運営を実現することとしていきます。

具体的には、教育行政の基本的な方針や政治的中立性に特に配慮すべき事項に関する決定、教育行政運営への監視についての役割となることを考えております。例えば、基本的方針、計画、教育機関の設置廃止、議決議案への意見、教科書採択、職員の処分、業務の執行状況の監督などが挙げられます。

最後に第四点目、エとして、教育行政の基本的な方針等決定時における首長と教育委員会との事前協議の義務化など、首長と教育委員会による連携協働体制を制度化することにより、教育委員会に対する首長のリーダーシップの在り方を明確にするのと同時に、基礎自治体における総合行政化への対応を図ることとしていきます。また、首長が前述の(仮称)代表責任者を直接任命することにより、教育委員会の執行体制に係る首長の関与を明らかにしてまいります。

さらに、教育行政の基本的な方針等決定時における首長の関与方法として、①基本方針等策定時における首長と教育委員会の事前協議の義務化、また、首長と教育委員会共同による教育基本計画等の策定などを想定しております。

私たちの意見、要望を参考にいただき、子供たちの夢が膨らみ、どの子も思う存分学べる制度改革になることを切に願っております。

これをもちまして、中核市教育長会からの意見を終了いたします。ありがとうございます。

○委員長(丸山和也君) ありがとうございます。次に、村上参考人、お願いいたします。村上参考人。

○参考人(村上祐介君) 東京大学の村上と申します。

この度はこのような場で意見を述べさせていただきます。

だく機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

簡単に私の自己紹介をさせていただきます。私は、東京大学で現在、教育行政学それから教育政策を担当しております。専門は教育行政学であり、また中央教育審議会教育制度分科会で臨時委員を務めさせていただきまして、この間の教育委員会制度の議論に直接携わってきた者でございます。

今日は、研究者としての立場、それから中教審の委員としての立場から、今回の地方教育行政法の改正案について意見を述べさせていただきます。

お手元に二ページのレジメがございます。これに沿って説明をさせていただこうというふうに考えております。まず一点目なんですが、今回の改正案についてです。それから二点目が運用上の留意点、三点目が、これまでの制度改革の議論を踏まえて、少し今まで余り議論をされていなかったところも含めて少し問題提起をさせていただきたいというふうに考えております。

まず一点目なんですが、今回の改正案についてなんですが、私自身の意見としては、中教審の経過では、いわゆる改革案と別案という形で事実上の両論併記に近い答申が出されました。改革案というものは、首長に教育行政の責任を一元化をして教育委員会を執行機関としては廃止すると。別案は、教育委員会を維持しつつ、教育委員会と教育長の権限関係や役割分担を見直すことで責任の明確化を図ろうというものであります。今回の案はその改革案、別案とは少し違う形にはなっているわけですが、しかし、私個人としては、教育委員会が独立した合議制執行機関として維持されているというこの意義はやはり大きいというふうに考えております。

それは具体的にどういうことかといいますと、一つは、今の地方自治制度では首長に非常に権限が集中しているのでそれを緩和する、いわゆる執行機関多元主義とも言いますが、そういった役割。それから、政治的中立性、継続性、安定性を一定確保する役割。それから、セーフティネットとしての行政委員会制度という、そうしたセーフティネットとしての役割としても教育委員会が執行機関として維持されるということは大変大きいと思います。

二つ目なんですが、責任の明確化と政治的中立性、安定性、継続性というのは、これはある種矛盾するところがありまして、つまり、責任の明確化というのはなるべく一人に責任をはっきりさせた方が明確になりやすい。反面、中立性、継続性、安定性というのは一人では保ちにくいところがある、やはり集団とか合議の方が確保がしやすいという、これ、やや矛盾するところがあるわけですが、これをどう両立するかというのが中教審でもやはり非常に苦心したところでございます。

この二つの相矛盾する面がある制度理念というものを、地教行法の枠内で可能な限り反映したものであるというふうに評価をしております。これは後で申し上げますが、やはり地教行法を変えたいという制約の中ではこの辺りがかなり限界に近いのではないだろうかという印象を持っております。そのように私はこの今回の法案を一定評価する立場であります。やはりちよつと運用上の留意点とか制度上幾つか申し上げたいところもござります。

大きく二点申し上げたいと思います。これはいずれもこれまでの衆議院それから参議院の本会議の中でも既に指摘されていることではございますが、重要だと思っておりますので申し上げます。

まず一点目なんですが、首長による大綱の策定を行うということが今回の一つ大きな変更点になります。首長がある種専権事項として、総合教育会議で協議、調整はするけれども、最終的には首長が大綱を策定すると。それから、総合教育会議を開くということも大きな変更点であります。

この総合教育会議で、大綱も含めてなんですか、協議、調整が付かなかった場合、これは改正

案の二十一条、二十二条に沿って、首長の権限、教育委員会の権限に戻って、権限がある方が判断をするということになるわけですが、最終的には二十一条、二十二条に戻るわけですが、これをどこまでが合意してどこからが合意できなかったのかということをやはり運用のレベルできちんと明らかにするような手続があった方がいいのではないかと。

例えば、総合教育会議の場合で首長と教育委員会が仮に意見が合意に達しなかった場合、あるいは教育委員会の中でも意見が分かれた場合、その場でそれを確認して記録に残しておく。それから、調整が付かなかつた事項については首長と教育委員会の双方が見解を公表するであるとか、あるいは、これは教育委員会としては総合教育会議で決定をする必要はないわけですから、教育委員会会議の前に教育委員会の中でも意見が違つていればそれを公表するであるとか、そういったことまでが調整が付いてどこからが調整が付かなかつたのかということ、きちんと市民に分かりやすい形で公表するというような工夫があつてもいいのではないかと、必要なのではないかというふうに考えております。

それから、特に大綱の策定については首長の専権事項ですので、ここについては、やはり教育委員会が首長と異なる意見を持つ場合は、どういふうに首長と異なるのかも含めて具体的に教育委員会が意見を述べたりとか、あるいは大綱で、大綱のこのうちは合意に達したけれどもここからは合意に達していないとか、そういったことを総合教育会議の中で、あるいは総合教育会議以外の場合ではつきりさせるというような運用上の工夫が必要だということに思います。理想を言えば、これは大綱に関して教育委員会の承認を求めるといふような形が理想だとは思いますが、そうした運用上の工夫もあつてしかるべきではないかというふうに思います。

二点目なんです、これもよく指摘されること

ですが、教育長のチェック機能というのがやはりちよつと制度上不十分なところがあるのではないかとこのうに思います。これは、今までは一応形式上、教育委員会が教育長を任命する、それから教育長に対して教育委員会が指揮監督権を持つというのがありますが、これが改正案では削除されている。教育委員会が教育長の職務執行をチェックする機能が不十分という面もやはりこれは見られるのではないかとこのうです。

制度的にもし修正ということであれば、例えば教育委員会が教育長の人事、任命、罷免に関与できる例え承認権を持つであるとか、そういった形が考えられる。あるいは、現在の法のように指揮監督権を教育長に対して教育委員会が持つ。それから、例えば報告というやり方もあり得ると思ふうですね。教育委員会が教育長の職務執行に対して報告をするというふうなことがあつてもよいのではないかとこのうに思いますが、運用上の工夫としては、例えば教育委員会や総合教育会議の中で教育委員や首長の求めに応じて教育長の職務執行に対して実質的なチェックが行える仕組み、例えば教育長に席を外してもらつて首長と教育委員で総合教育会議で教育長の職務執行について話し合うであるとか、あるいは教育委員会の中で教育長にちよつと外してもらつて教育委員で教育長の職務執行について話をすると、そういった運用上の工夫というものを各自治体で行うことが求められる。もちろん制度を改善するという方法もあり得るわけですが、運用上の工夫もあり得るというふうに思ふう。

あと、教育長のチェック機能とか強化化という点に關して、ちよつとレジメには書いていないんですけれども、改正案の十四条四項の中で、議決方法について、出席者の過半数で決定するといふうに書いてあるんですが、これはちよつと、教育長が可否同数の場合に議事を決することができまうので、少し教育長の何というか影響力が強過ぎるのかなと。例えばここは、教育長を外して委員だけでまず投票をして、可否同数の場合に教育

長が決するというような、国家公安委員会ではこうした委員長はたしか議決から外れるというスタイルを取つていてと思うんですけれども、教育長の力が少し強過ぎるので、議事の中で教育長は最初の議決からは外れるという方向性もチェック機能の一つとしてはあり得るのではないかとこのうに考えております。

二ページ目の方に参ります。これまでの制度改革の議論を踏まえて、これは今までの国会審議の中でも余り指摘されていなかったのではないかと思ふう点を述べます。

三つあるんですけれども、一つは、まず教育委員会制度は、教育行政の問題であると同時に地方自治の問題とも言えるのではないかと。

つまり、今回一つ問題になったのは、やはり首長が余りにも権限が集中し過ぎるのではないかとこのうことがありました。地方分権は進んだんですが、強首長制、日本は非常に首長の権限が強い制度と言われていますので、それで首長への権限集中が必要以上に進んでいるのではないかと。一方で、議会のチェック機能とか議会の選挙制度とか住民自治の制度に關しても改善が余り進んでいない現状があります。

ですので、教育委員会を廃止して、執行機関の多元主義をほとんどやめようという選択肢ではなく、むしろ今の課題というのは、首長の権限集中を緩和するような地方自治の仕組みがむしろ重要ではないかというふうに思ふう。

あと、地方自治法の仕組みとして、合議制執行機関の良さが生きているような地方自治の仕組みになつていないのではないかと。例えば、合議体と教育長のような実施責任者があるんですが、現行の地方自治法では執行機関の権限以外を書けない、補助機関に権限を明示的に与えるということができないという仕組みになつていて、これは実際には、やはり合議体を適切に機能させるには、合議体と実施責任者の権限

をきちんと明確にして、合議体が実施責任者をきちんとチェックする仕組みが必要であると。何か非があれば合議体が、つまり教育委員会なり行政委員会なりが実施責任者を交代させられるような仕組みが本来必要なんですが、現行の地方自治の仕組みは、そうした強い首長を緩和する仕組みであるとか、あるいは合議体と実施責任者の役割分担をきちんとさせるような仕組みが整えられていないといふうに考えておりますので、先ほど地教育法の枠内で可能な限りの改革をしていくという評価を申し上げましたが、やはり地方自治法をきちんと合議体の良さを生かす、合議制執行機関の良さを生かすように変えないといけないのではないかとこのうに思ふう。

二番目、責任の明確化なんです、これは今回のキーワードでもあるんですけれども、教育行政の責任というものは果たして短期的なものだけなのであるのか。つまり、教育行政というのは後から結果が出てくるもので、長期的な責任もあるのではないかと。そして、それは政治家や官僚や教育専門職のいずれかが取れるような性質のものであるのかということに指摘したいと思ふうです。

やはり、長期的な責任というのは、その当時の関係者が責任を取れるようなものではありませんので、そうであれば特定の個人の意向が強く反映されないような、され過ぎないような制度を構築することがむしろ重要ではないかというふうに考えました。

また、権限と責任の一致が必要という議論があるんですけれども、これは行き着くと行政委員会不要論に結び付くので非常に危険な議論ではないかというふうに考えております。最後に、国レベルの教育行政制度も、やはり今後の政治的中立性、継続性、安定性の確保というものを担保する必要がある。よく、国が文部大臣の独任制であるから地方もそれに合わせるべきだといふ議論があるかと思ふうですが、これはむしろ逆でして、国レベルも政治的中立性、継続性、

安定性の確保をやはり地方と同様に図る必要があると、そういった議論の立て方もあり得るのではないかとこのように考えました。

私からの意見は以上です。どうもありがとうございます。

○委員長(丸山和也君) ありがとうございます。

次に、天笠参考人、お願いいたします。天笠参考人。

○参考人(天笠茂君) よろしく願います。

まずは、このような発言の場をいただきましたことを心から感謝申し上げます。このように思います。どうぞよろしく願います。

本題に入る前に私の簡単な自己紹介を、これから述べることに関わりますので述べさせていただきます。

まず、私は千葉大学教育学部でお世話になっておりまして、そこでは教育の制度ですとか経営ですとか行政とか、そういう分野に関わる科目を担当しております。と同時に、また関連して大学院もそれに関わって指導しております。大学院生の中には現在県内の教育長さんも一員としておいでになっていて指導しているというふうな、そういう状況であります。

そういう中で、平成十五年の十二月から平成二十三年の十二月にかけて、八年間でありましたが、千葉県の教育委員会をお引き受けさせていただきました。今申し上げた本務と同時に教育委員ということで、その役を務めさせていただきました。そのうち二期とも、いずれも堂本曉子知事の下での教育委員であつたわけですが、これも、実質的と言うべきか何と言うべきかなというか、後半の二期目については実質的には現在の知事であります森田知事の下で教育委員長を仰せ付かつて、三年間ほどでしたけれども、その立場で教育行政等々に関わらせていただいたという、そういうことでありまして、今日はそういう点ではこれから四つ述べさせていただきますというふう

うに思いますけれども、そういう申し上げたような経験等々を基盤にしながらお話をさせていただきたいというふうに思います。

それで、まず一つ目なんですけれども、今回の教育委員会改革の方向性とか内容に関わって、ある意味でいうと全体像というんでしょうか、あるいはより広く合意形成を図っていく、そういうことの大切さということをまずは一つ申し上げさせていただきますというふうに思います。

それで、もう御承知のとおりかと思うんですが、中教審の昨年の十二月に出された答申の中には教育委員ですとか教育長等々の立場の方からの意見がその中に収められていて、大変興味深く拝見させてもらったんですけれども、その中にはこれまでの、教育委員会というのはとかく機能していないというふうな、そういうことで指摘されるわけなんですけれども、この十年ぐらいの間に教育委員会あるいは事務局等々も含めて随分意識が変わってきたのではないかと、そういうことがその中に収められていたことが一つ私の目を引きました。また、あわせて、多くの教育長さんが、現在の教育委員会制度でも結構そういう歴史的な背景をした良くてきた仕組みではないかというふうな、またこういうこともそこに収められていたことも併せて興味深く拝見したんですけれども。

まずはこういう意見の存在ということを今回の改革の中にどういうふうに受け止めていくのか、位置付けていくのかということですが、関連して、また別のところでですけども、全国都道府県教育委員会協議会、全国都道府県教育長協議会、御承知かと思うんですけども、この中で、この一連の改革の議論の中で、現状のシステムに対する評価等々ということで意見の聴取が求められているわけですが、そこではおおよそ七割ぐらいの意見が現状のシステムでいいんじゃないかとか、あるいは執行機関は残すべきではないか、結果的にはそういうふうになったというふうな受け止めておりますけれども、というふう

な意見があつたりですとか、また、全国市町村教育委員会連合会のそれを見ても、現状の方向性においてそれを支持するというのが九割に達しているというふうな、そういうふうなこともその中にありました。

これやそれやの意見というのは一体どう考えていくのかどうなのか、まさに教育行政の一線に立っているそういうお立場の方々の意見ということとをどう受け止めて、どう捉えていくかということなんですけれども、ただ、現状のシステムがよいというふうにおっしゃる方々も、じゃ、それで満足しているかという、やはりそうではなくて、やはり現状手を入れていかなきゃいけないのではないかと、そういう思いを持っている方もまた私は少なくないのではないかと、いうふうに思っております。

そういう点で、この教育委員会制度を改革するという、教育委員会を改革するというその改革の方向性とかイメージとか中身ということをもう一度丁寧に捉えて、それをしっかりと受け止めて、そのところが必要なんじゃないかと。要するに、私はこういうふうな捉え方をしているわけなんですけれども、政治の立場に立つ方々は、やはり教育委員会の制度の欠点というんでしょうか、それを捉え、そして、そのところを動かし改革していくと。それが現在進行中なんだと思うんですけども、片や、先ほど御紹介したようなそういうお立場の意見というのは、むしろ運用上の工夫、改善ですとか、本当にそういうところにきめ細やかに手を差し伸べていくことの必要性というのがあるのではないかと。ですから、その両者というのは、決して私は対立とかそういうことではなくて、もっとその辺りのところを組み込んだ改革の方向性ということがあるんじゃないかと。

ところが、現在、どちらかというと、どうしてもやはり制度の改革という方向性が大変強くアピールされ、打ち出され、そしてその方向で動くとしていくわけですが、今申し上げたようなそういう立場の人を含めた改革の全体的なイ

メージとか方向性ということをもう一度しっかりと押さえ、その上で、挙げたような両者の方の調整等を図りながら、教育委員会改革の方向性を持つていくということの大切さというのがあってはならないかという、こういうことをまず一点目として申し上げたいというふうに思います。

それから次に、二点目でありまして、先ほど御紹介した私の経歴から申し上げますと、今回の教育委員会改革に関わって、教育委員長の存在がある意味でいうと消し去られたというふうな、ちよつと言葉はあれかもしれませんが、けれども、教育委員長という、そういう立場の存在に対する理解とか評価が広く得られなかったというの、そういうことを経験した立場からすると、とちよつと残念だなというふうに思っております。

それは、一つは今回の誕生する新教育長というのが随分まさに強化した存在というふうな、もう少しバランス・オブ・パワーというふうな、そういう知恵というふうな、そういうものはどちらかというと、今回の場合には曖昧さとか責任の所在の散漫な在り方とか、そちらの観点から評価が下されて、結果的にあの法案、改革の方向で打ち出されたということではあるわけですが、けれども、どちらかというと私の、繰り返しますけれども、そういう経験からすると、そこら辺のところの首長と教育長と教育委員長のバランス・オブ・パワーの中で、教育行政の方向性とかそれが決まっていくなというの、また一つの歴史的な知恵というか所産というの、また一つの歴史的ではないかと。そういう辺りのところの評価もやっぱり大切にしていくなではないかと。

その中には、例えば教育委員会あるいは委員長からの事務局へのチェックということですが、あるいは教育行政におけるバランスの問題ですとか、そういうふうなことがあるかと思ひますし、改めてそういうことを踏まえたときに、今度改正されるその方向性からすると、この強くなった新教育長あるいは教育長と首長のラインにどうレーマンと

いう立場からのチェックというのを担保していくのか、確保していくのかということは、これは引き続き更に大きな課題としてこれから出てくるのかなというふうに思うわけですが、そういうときに、この間、果たしてきた、存在させてきた教育委員長、その評価ということは、もう一度遡ってみると、その辺りのところについては検討しているところがある。私はよろしいのではないかと、この間、こんなふうには思います。

それから、三つ目でありましても、今回の場合に、迅速な危機管理体制の構築ということに、それが打ち出されたわけですが、確かに今回の教育委員会改革に関わつてある意味でいうと発端というんでは、出どころの多くが、大津市の例の事案にあつたわけでありましても、そういう経過等々を踏まえるならば、教育委員会改革に当たつて、いうところのいわゆる危機管理にどう向かい合うのか、それに対して改革がどういう答えを示すのかということは、多くの国民の方々の立場からすればやはり大きな関心事であることは、これは間違いないのではないかと、この間、こんなふうには思います。

そういうふうなところから捉えたときに、責任の明確化という、こういう観点で、先ほど述べられているような教育長と委員長を一本化して新教育長をつくるという、そういうことですか、あるいは総合教育会議の中で緊急事態に対応することに関わつての協議事項等々を設けていくという、そういう制度上の担保をしたということについては、その限りにおいて一つの方向性を打ち出したというふうなことは言えるのかなというふうには思っています。

ただ、私は、危機管理ということに関わつては、制度的な不備を補うという必要は当然あるかと思つていますが、ただそれだけで十分というところには、いかにないんじゃないかというふうな危機に対応する個人的な資質というところが抜け落ちちゃうと、危機管理対応というのは非常に難

しいんじゃないかというふうには思っています。そういう点では、その立場に立つのは、象徴的には教育長という立場の人になるかと思うんですが、そういう立場の人たちへの危機管理に、対応する資質、能力の向上をどう担保していくのか、支えていくのか、こちらの面からの対応ということもまた必要じゃないかというふうには思っています。これをどう今後確保していくのか、あるいはどう検討を深めていくのかということも、改革に関わつての課題の一つということで挙げさせていただきます。

最後に、四つ目になりますけれども、民意の反映という、こういう観点から今回の改革ということとを捉えたときに、まずは、私は多様なチャンネルで民意を確保していくということがやはりこれから教育委員会改革の方向性としては極めて大切なところではないかというふうには思っています。

多様なチャンネルの確保という中に、いわゆるその大きな役割を果たすのが私は教育委員ではないかというふうには思っています。ですから、そういう点からすると、教育委員の多様性をどういうふうに確保していくのかというふうなことであります。

ただ、教育委員がそれぞれがそれぞれという状態にとどまつているという、ある意味でいうとこれまでの姿だつたとするならば、それをどうまた東ねながら教育行政に対してのチェック・アンド・バランスを取っていくかという、そういう意味において、新たな改革を提起されたものの中における教育委員の在り方ということが改めて大きなテーマになろうとしているのではないかと、この間、思っています。

そういう中で、教育委員会制度が発足したときには存在しなかったコミュニティ・スクールですとか学校支援地域本部ですとか、そういう地域の方々がより学校の運営ですとかそういうところに、関わる仕組みが平成の十代後半から次第に整い広がりと、こういう制度上の進展と教育

委員会制度における民意の反映ということが、まだうまく整合されていない状況というのが今日の状況ではないかと。

こういう中で、これからの課題としては、申し上げたような観点から、それらのものも学校の近くに、あるいは地域に近い、そういう様々な仕組み等々ということと教育委員会の制度とをどうつなぎながら、より民意の多様性を吸収しながら、そして教育行政に反映させていく、そういうための、改めた教育委員の在り方ということについて、検討が必要ではないかというのを申し上げさせていただきます。

以上、私の方から四つということで失礼させていただきます。どうもありがとうございます。

○委員長(丸山和也君) ありがとうございます。

次に、伊藤参考人、お願いします。伊藤参考人。

○参考人(伊藤正次君) 本日は、意見陳述の機会を与えていただき、ありがとうございます。首都大学東京の伊藤正次と申します。

私の専門は行政学、地方自治論ですけれども、特に行政組織の問題に関心がありまして、その一環で自治体における教育委員会制度の在り方や改革課題についても研究を行つてまいりました。

私は、住民の方々のニーズに柔軟に対応し行政の応答性を高めるといふ観点からは、教育行政の分野についても、自治体の行政組織の編成に関する自己決定権限、つまり自主組織権を拡充するといふことが必要であると考えております。そのために、首長から相対的に独立した執行機関として教育委員会を位置付け、その設置を都道府県、市区町村に義務付けている現行制度よりも、教育委員会の設置を自治体の選択に委ねる選択制を導入することが理想としては望ましいと考えております。この点は、私も委員として参画いたしました第三十次地方制度調査会が昨年六月に安倍総理に提出した大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申においても言及

されているところです。

もちろん、個人の人格形成や思想の形成にも関わる教育という分野については、他の分野以上にその政治的中立性の確保が重要になるといふ主張については理解できます。また、教育委員会の設置を自治体の選択に完全に委ねるといふことについては、確かに教育のガバナンスを不安定にするという可能性も否定できません。

しかし、今回の教育委員会制度改革の一つの発端となつた大津市のいじめ事件に対する対応等をめぐつても明らかなように、教育委員会による教育行政はしばしば内向きの論理で展開される危険性があると思います。つまり、首長から相対的に独立した立場で独立性を保ちながら、非常勤の教育委員で構成される教育委員会が執行機関として存在し、しかし、実態としては教育長を中心とする事務局が教育行政を担つているという現行の教育委員会制度は、教育行政に関する権限と責任の所在を不明確にするばかりか、学校現場の教員とその経験者が多く勤務する教育委員会事務局で構成される一種の閉鎖的な共同体意識、言葉は悪いですが身内意識を生み出していく可能性もあると考えております。

そこで、教育行政の権限と責任を明確化するための教育委員会制度改革としては、教育委員会設置の選択制とまではいかなくとも、例えば教育行政の政治的中立性の確保が特に求められる教員の人事権を持つ都道府県、政令指定都市については執行機関としての教育委員会の設置を義務付ける、そういった限定設置を行う一方で、その他の市区町村については任意設置とするといった仕組みも想定できるのではないかと考えてまいりました。

その意味で、私の個人的な意見といたしましては、今回の改正案は、教育行政の権限と責任の明確化という観点からは若干不徹底な側面があると考えております。ただし、私は今回の改正案について全面的に否定をするという立場には立っておりません。これから御説明いたしますとおり、改

正案で提案されている新たな教育委員会制度は、その運用次第では、首長を中心とする総合的な教育行政を展開することを可能にする余地が、現行制度と比べても大きいと考えられるからであります。

まず第一に、新たな教育長は、従来の教育委員長と教育長を兼ねるポストとして首長が任命することができるとされておりまして、首長と教育長の一体性が今まで以上に高まることが予想されます。

従来の教育委員会制度の下では、事実上教育長含みで教育委員として任命しながら、公式には教育委員会によって教育長に選任されるという極めて技巧的な仕組みが取られております。しかし、新教育長は教育行政の代表統括者として首長が公式に任命することで、制度と実態の乖離を解消することができると考えられます。また、本来は、教育長の任期を定めず、首長が自らの人事構想に従って随時教育長を選任することが望ましいとは言えますけれども、改正案では新教育長の任期は三年とされておりまして、首長は四年の任期中に少なくとも一回は教育長を選任できる機会を持ちますので、教育長人事を首長の人事構想の中に位置付けるということが現状以上に可能になると思われま

第二に、合議体としての教育委員会の意思決定において、恐らくは現状以上に教育長の主導性が高まるということが予想されます。

従来の教育委員会制度については、非常勤の教育委員と教育長を兼ねる教育長による合議で教育行政の意思決定が行われるに際し、教育委員会の合議が形骸化しているということが問題になってきました。新たな教育委員会制度の下では、この形骸化あるいは不活性化が更に進行することが予想されます。これに対する御懸念の向きは、ございますけれども、むしろ強力な権限を持ち、首長との一体性を高めた新教育長は、教育委員会における審議においても、首長の意向を参酌しながら議論をリードするということが期待されるわけであ

あります。

関連して第三点目ですが、首長が主宰し、首長が定める大綱について協議する場として新設される総合教育会議は、より直接的に住民代表機関としての首長の意向を伝達する場として機能することが期待されます。また、総合教育会議を公開で開催することにより、首長の教育行政に対する姿勢が住民に対して可視化されるというメリットがあると思ひます。

このように、今回の改正案は、首長が任命する教育長主導で教育行政の運営を実質的に可能にする素地を広げるという意味において、教育委員会の独立性を相対的に弱め、総合的な観点から教育行政を運営できる可能性を広げるものと思われま

また、今回の改正案で設計されている制度は、運用の幅が大きいので、首長は自らの意向を反映させる形で教育行政の運営を行える余地があることから、地方自治、地方分権という観点からも一定の評価ができると思ひます。

しかし他方で、改正案に基づく新たな教育委員会制度では、運用によっては、これまで以上に教育委員会と学校などで構成される教員あるいは教員経験者などの共同体の閉鎖性を高める可能性もないとは言えません。この点も含め、改正案には次のような懸念がございます。

第一に、新たな教育長に求められる専門性のハードルが高まることにより、教員等で構成される教育行政の共同体の閉鎖性が現在以上に高まるということも予想されます。

改正法案の第四条第一項は新教育長について、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育行政に識見を有するものという資格要件を置いております。教育行政の専門人材の育成を否定するつもりはありませんが、仮にこの要件を厳格に解釈し、教育長に何らかの資格を設けるような制度化が行われるとすれば、首長の教育長人事構想に対する制約になり、教育行政が一般行政からますます遊離してしまう可能性もあ

るように思ひます。

第二に、改正案では首長と教育委員会の役割分担については現行制度と変更はないとされておりま

すけれども、新設される総合教育会議の場では、首長の権限に属する事項を実質的に議論に加えることもできる場合があるかもしれません。

例えば、大綱を協議する場面において、教育委員の側から、首長が所管する私学行政に関して言及するといったケースであります。最終的に大綱に盛り込むかどうかは別といたしまして、私学行政と公立学校行政に関する事項が総合教育会議というオープンな場で議論される可能性があるという

ことで、もちろん、総合教育会議は首長が主宰いたしますので、首長がアジェンダコントロールを行うことになると思ひます。また、首長の権限に属する事項を総合教育会議の場で教育委員を交えて議論すること自体は、住民の立場からすれば積極的な評価できる点でもあります。しかし、これはあくまで杞憂にすぎないと思ひます。けれども、総合教育会議の運営が不確実性を持つという

ことは、私学関係の方々を始め関係者の方々に不安を与えてしまう可能性もあるかもしれま

第三に、国の自治体に対する関与の強化が実効性を持つかどうか、疑問がございます。

改正案の第五十条は、いじめ自殺の防止等の緊急の必要がある場合、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることをより明確化する規定になっております。しかし、そもそも切迫した状況において、文部科学省が現場の情報を迅速に把握し、予防的な措置がとれるのかどうかは不明であります。

以上をまとめますと、今回の改正案で設計されている制度がどのように運用されるかどうかは、自治体ごとの裁量の余地が非常に大きいと言えます。このこと自体は、首長主導の教育行政を実現する余地を広げ、地域の個性を生かした教育行政を可能にする意味で、確かに積極的な評価できる部分もございます。しかし他方で、教育長を中心

とした教育関係者の共同体の閉鎖性が温存される可能性もあります。

今回の改正案は、いじめ自殺事件への反省から教育行政の閉鎖性を打破することを目的に制度設計を開始しながら、教育行政の政治的中立性を確保することへの配慮から、結果的に各自治体の運用の余地が大きくなる制度となっています。実際の運用の予測可能性が低くなってしまっているのではないかとというのが私の率直な感想でございます。

私の意見は以上でございます。どうもありがとうございました。

○委員長(丸山和也君) ありがとうございます。

以上で参考人の皆様からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○二之湯武史君 自由民主党の二之湯武史です。四人の参考人の先生方、今日はお忙しい中ありがとうございます。

では、早速質問をさせていただきます。

私は誤解を恐れずに申し上げれば、日本のこの初等中等教育というの、かなりの部分うまくいっていると思ひます。世界的に見ても、例えば子供の学力であったりとか、よく日本の国内だけの視点で見れば、かつてより子供の規範意識が落ちているとか、そういった議論はありますが、でも世界的に見て、やはり日本の子供たちのそういった規範意識というのはまだまだ高い。学力でいえば、PISA等々では世界のトップレベルの学力水準をいまだに維持していると。私は、個人的には高等教育が日本の問題であると、こう考えているんですけれども。

そういった中で、やっぱりこの大津事件の問題から、こういった制度論における教育委員会改革というところに議論が向いて、そういった中で私は、党内においてはA案ではなくてやはり現在の教育委員会を執行機関として残すという、そうい

う方向性で議論をした人間なんです、そういう中で、やはりこの教育の世界における隠微体質と
いいますか、村社会といえますか、そういったものがあるというのは、私はこれはやはり否定できないだろうと。

私は滋賀県選挙区なので、まさに大津の事件は地元のことでございました。様々な関係者にいろいろ話を聞く中で、特にあの時期いろんな報道がなされるときも、やはり一向に情報が出てこなかったりとか、若しくは御遺族の方とのそういったコミュニケーションも一向にうまくいかないで
あるとか、いろんな問題ありました。そういった中で、権限と責任を一致させていくという方向に議論が行ったというふうに私は考えております。

村上参考人にまずお伺いをしたいんですが、このレジュメで3の(2)ですね、責任の明確化はどこまで可能かと。こういった議論の中で、とにかく権限と責任を一致させて、究極的に言えばそういういじめ等々の重大事案が起これば訴訟の対象になるのは首長なんだと、こういうことを堂々と言
い、だから首長に全部権限をくださいよと、こういう主張をされる首長の皆さんもおられます。

そういった中で、今日お話を聞いていて非常に関心を持ったのが、権限と責任の一致が必要という議論は行政委員会不要論に結び付くと。ここに
関する、私も感覚的に言いますと、やはり教育委員会というものはある種のセーフティネットになっ
ていて、一種の政治的な圧力からの防波堤になっていると。

しかし一方で、そうやって、私の地元の首長、まさに大津の市長さんなんかも議論したときに、じゃ、最終的に責任誰が取るんですか、私なんです
よと。何でと言ったら、私が訴訟、賠償対象になるんですよ。こういう議論になると、なかなか論理的に説得力のある反論というのができな
いなど実感したものでありますが、責任と権限の一致論が行き過ぎるとある意味でいうと危険である
という、さっきお話がありました、それ、もう

ちよつと教えていただけないでしょうか。

○参考人(村上祐介君) どうも御質問ありがとうございます。

私、ちよつと説明が時間の都合で足りなかったところかもしれないんですが、これは、つまり権限と責任の一致を理由にして首長に教育行政の責任を移すべきだという議論は、これは例えば予算を首
長が持つているのに権限はないであるとか、あるいは、先ほどおっしゃられたように、訴訟のときに被告になるのは首長であるのにその権限がない
というところから、権限を首長に移して権限と責任を一致させるべきだという議論であったという
ふうに理解しております。

ただ、これはそもそも現行の地方自治の仕組みが首長に権限を集中させている強首長制で、その
ために、それを緩和するためにある種権限と責任を分散させているようなところがあるんですね。
なので、原因は教育行政制度ではなくて、むしろ地方自治制度の方にあると。

これを、例えば訴訟のときに首長が被告になるので首長に権限を移すべきだとか、予算権を首長
が持つていけるのでそこ、首長に権限を集中させ
るべきだという話になると、これは警察も同じで
すので、公安委員会も不要で首長直轄で警察を運
営すべきだ、あるいは、究極なことを言うと言選挙
管理委員会も必要ないというような議論にまで行
きかねない。つまり、予算権は首長にあるわけ
ですから、もう行政委員会は必要ないという議論に
論理的にはなりかねないということだと思いま
すので、これは権限と責任の一致というのは、ある
種一致できないのは、地方自治の仕組みがそのよ
うに首長に非常に集中していて、それを緩和する
ために分散させていけるのであって、それをまた首
長に集中させるというのはある種議論が逆の話
で、現行の地方自治の仕組みである以上、これは
ある種、権限と責任が分散するのはやむを得ない
というふうに考えております。

○二之湯武史君 なるほど。ありがとうございま
した。余りそういった議論を聞いたことがなかつ

たので非常に新鮮で、ありがとうございました。

続きまして、先ほど申し上げましたように、結
果論だけで言えば私は初等中等というのはかなり
うまくいっているというふうに考えております
が、組織的な、まさにガバナンスの点でやはり教
育の世界というのが余りにも閉じた論理で動いて
いると。例えば人事に関しても、やはりお互い
お互いを身内として意識するが余りに、なかなか
そういった問題点を社会や上司、組織内でも上に
上げていくといったようなそういう慣習がなか
ない、そういった部分は実際としてあると思
います。今回のこの教育委員会制度改革において
そういったものが本当に進んでいくのか、改善し
ていくのか。それとも一つ、やはりこのいじめ
事件で明らかになったのは、その危機管理体制の
が非常に不十分であるという部分だということ
に思えます。こういったものも今回の改革におい
て進んでいくのか、進んでいくとすればどういう
理由、どういう理由において進んでいくのかとい
うことを、皆さんの御評価を簡潔に、これはもう皆
さんにお伺いをしたいというふうに思います。

○委員長(丸山和也君) じゃ、順々でいいです
か。

○二之湯武史君 はい。

○参考人(木村孝雄君) まず、大津のようないじ
めの問題なんですけれども、やはり制度面ではな
くて運用面での課題が私はあると認識してござ
います。やはり首長と教育長、教育委員会、情報
の共有、また信頼関係に大きな課題があったの
ではないか、そのような推測をしております。で
すから、やはり、情報の共有、信頼関係の構築、
やはり教育は人によって動かすので、そういう
点で、その構築が非常に大事になってくるのか、
そのように考えております。

○委員長(丸山和也君) 村上参考人。

○参考人(木村孝雄君) あつ、済みません、もう
一点。もう一回質問、申し訳ありません。もう一
回。
○委員長(丸山和也君) じゃ、村上参考人、進み

まして、天笠参考人。

○参考人(天笠茂君) 失礼します。

私は、やはり、先ほど来あるような制度の整備
をしたということが今回一つの前進だというふう
な、まずは受け止めますけれども、片や、危機管
理の問題というのは、どうしても個人的な資質と
いうところを抜きにしてそれは対応の中で難しい
んじゃないかという、そういう認識を持ってお
ります。それは、やはり新しくても旧来の立場で
あつても、やはり教育長のリーダーシップ、危機
に臨む危機管理対応の資質、能力の形成という
ところがまず一つのポイントになってくるかと思
います。

そういう点からすると、今回の場合は、まだ検
討しなければいけないものが残っているんじゃない
かというふうに、こういうふうに申し上げたい
というふうに思います。

○参考人(木村孝雄君) 済みません、もう一遍、
先ほどの件、よろしいでしょうか。一分だけいた
だきたいと思います。

○委員長(丸山和也君) じゃ、簡単にお願いま
す。

○参考人(木村孝雄君) はい。

やはり重大な問題や社会的に大きな影響を及ぼ
す問題などについては、その都度、やはり首長へ
の報告、連絡、相談、そういうものを徹底して指
示や指導をいただくとともに、やはり常日頃から
関連する部署との連携を図って、様々な視点や観
点から危機に対する予知能力、やはりその人の感
性だと思いますが、あと回避、対処、そういう
ものをしっかりと検討して対応できる、そういう
危機管理体制、その整備が一番大きなポイントに
なる、そのように考えます。

以上です。
○参考人(伊藤正次君) 危機管理についてですけ
れども、先ほどお話ししたとおり、第五十条で文
部科学大臣の指示が強化されておりますが、実際
にそれが発動されるかどうかというのはよく分か
らないというのが率直な感想でございます。

というの、この間、分権改革後も、この指示に関する権限はいじめ等の事案があるたびごとに強化されてきたわけですが、そして今回更に強化をするということですが、それが後手後手に回っている部分があるのではないかとというのが私の感想です。

もう一つ、総合教育会議において、緊急事態が発生した場合に首長と教育委員会が対応するという規定がございますので、こちらについては、周知徹底の上そうした体制が取れるような仕組みとしてつくられているというふうに理解しております。

○参考人(村上祐介君) 簡単に申し上げます。

まず、教育長が責任者ということがある程度法的にかつちりしているとはちょっと言い難いところもあるんですが、運用上の責任者であるということが明確になるという点で、その点は改善したというふうに考えております。

それから、危機管理については、基本的には教育長が行うということではあるかと思うのですが、総合教育会議で扱う際に、これは合議体ですので、例えば中で一致しなかった場合、首長と教育委員会の間で危機管理の対応が異なっていた場合に、果たして適切な対応ができるのだろうかというところはちょっと懸念がありますので、総合教育会議で危機管理に関して合意が得られなかった場合にどういうふうにするかということは、やはりきちんと運用上決めておかなきゃいけないというふうに思います。

以上です。

○二之湯武史君 皆さん、ありがとうございます。

私もやはり、制度改革がまさに全ての、バラ色の改革であるというふうに私は本当に思っております。

先ほどの文科省の国の是正措置ができるという話ですが、文科省に情報が上がるならば、もうそもそその現場に情報があるはずですよ。だから、指示は制度的にはできるんですが、やはり、

現実的に考えれば、もう恐らく問題が顕在化してから、相当顕在化してから指示という方向になるんでしようから、やはりそれは私は現実的に考えれば順番が逆なんじゃないかというふうに思っているんです。

です。で、やっぱり皆さんが共通しておっしゃっておりますように、その運用の面で、この制度改革は制度改革として一歩前進である、ただし運用が大事だということが、皆さんの、今のお聞きして統一した見解なのかなということ、我々も大変参考になりましたし、私は個人的には、例えばそういう地域に開かれた学校、そして、今、やはり先ほど申し上げたように、いわゆる村社会と呼ばれるようなそういう身内意識というものをどのようにして打ち破っていくかという中で、社会に対する緊張感とか、そういったものの中に、今申し上げたような重大事案の情報がしっかりと上がってくるのか、それも最終的には制度論でなくてまさに運用なんだろうという中で、現状の制度の中でも、そういった定期的に首長と教育長がそれこそ週一回、週二回会議を持たれているような自治体もあれば、それがもう全くない。今回そういうものが法的に必置にされたというところは大きな前進だろうと、皆さんがおっしゃるように。

そういった中で、いかに運用を高めていくかという、まさにもっと具体的な知恵の部分でそういうものがあればというふうに、最後に天笠参考人にお伺いをしたいと思います。

○参考人(天笠茂君) そういう点からしますと、

先ほどありましたけれども、新しい制度になると、教育長と首長との意思疎通の在り方というふうなことで、それに教育委員がどういうふうなうまく絡んでいくのかどうなのか、その多様性と柔軟性と迅速性というのを一つのチームとして、共同体としてそれを運用していく、そういう方向性の知恵を導き出していくこと、浮かび上がらせていくということが一つの方向としてあるのではないかなというふうに思います。

以上です。

○二之湯武史君 ありがとうございます。まさに組織としてのノウハウ、運営ノウハウの蓄積が大事なんだろうなというふうに思っています、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○斎藤嘉隆君 民主党の斎藤嘉隆です。

四人の参考人の皆さん、今日は本当にありがとうございます。貴重な意見を聞かせていただきました。

その上で、個々の皆さんに少しお伺いをしたいと思います。

私、元々教員でしたし、教育委員会にも籍を置いたことがございます。学校教育の主体というのは、やっぱり子供たちでありますし、また学校現場でありますし、地域社会であります。学校や地域社会の実態に即した教育行政というのを進めていかなければ全く意味がないと思います。

やまやまですが、今、最近の子供たちはこうだとかあだとか、日本の教育はここが駄目だ、あそこが駄目だ、というふうな話がずっと出てくるわけです。私、今日も朝、地元から来てくれた中学生の子供たちと少し話をさせていただきました。日常的に現場の先生方とも話をしていますけれども、彼らの様子を見ていて、本当に今の日本の教育、ここまで言われるほどいろんな意味で弊害が出ているのかというの、自分には余り理解ができないんです。

そういう意味でいえば、今回の法改正について、改正をしなければいけない理由というのが一体どこにあるのか、こういったことは、自分たちも案を出しておりますので、その案を出す時点から随分ずっと考えてきたわけでありまして、私も。

そこで、木村参考人にまずお聞きをしたいと思っていますけれども、教育長として、参考人の方は、まさに大震災の被災地域で、第一線で、僕は体を張って子供たちを守るために様々な点で活動をしていらつしやうと思います。地域や現場と

一体感を持った施策を進めていく上で、教育長として、あるいは教育委員会としてどんな点が今必要だと考えていらつしやるのか、お聞きをしたいと思います。

○参考人(木村孝雄君) 震災当時、やはり首長も

まず最優先に学校の復旧工事。もう、学校も崩壊しました。学校の復旧工事に全ての予算や人材等も派遣していただきました。それが第一点で、あと第二点目としては、もう毎日歩いたり自転車で校長八十六名が全員集まって、常と同じ方向で協議しながら、全ての学校の子供たちは同じ学校で、母校で卒業式ができた、三月三十一日に。これはあの大変な状況の中ですばらしいものだな。これはやはり教育委員会と学校、校長先生方との信頼関係、そういうものが非常に大事だな、そのように実感させられました。

私としては、是非、今後の在り方については、首長はやはり自治体全体の担当をするために、子供のふだんの様子や、今議員がおっしゃったとおり、先生方は本当に頑張っています。あのときももう徹夜で、先生方全て学校に残って避難者の対応をしました。子供たちのふだんの様子や教職員の日々の努力などを目の当たりにする機会というのは、やはり、首長さん、お忙しいので、守備範囲広いので、ありません。やはり、どのような制度になったとしても、広いタカの目の視点から総合的に首長には見ていただいて、高所大所から、やっぱり現場のことは現場に委ねてほしい、現場を踏まえた動きは虫の目を持った我々を信じて対応してほしい、これを申し上げたいと思います。

以上です。

○斎藤嘉隆君 ありがとうございます。

まさに制度という運用上の問題なのかもしれません。また、いわゆる人と人との関わり方、あるいは教育委員さんの姿勢の問題とか、そういったことに言及をしていただいたのかなと思います。

そこで、天笠参考人にお聞きをしたいと思っています。

参考人の先ほどの御意見聞かせていただいても、今、法の改正というか、制度の改正よりも運用改善が急務だというような御意見をお持ちでいらつしやるのかなと思います。二の湯議員の御質問にもありましたけれども、どのような点、改善の余地が、現状の教育委員会制度とか教育委員会の現場で、あるいは事務局の現場で、どんな改善の余地があつて、どう改善をしていけばいいと考えていらつしやるのか、少し具体的にお話をいただけるでしょうか。

○参考人(天笠茂君) 私は、教育委員会の活性化という、そういう言葉になるかというふうに思います、一言で申し上げればですね。

もちろんそのためには、いろんな制度面の改善とか、そういうのはあるのかもしれませんが、それでも、基本的には、先ほど来申し上げた一つの核となるキーワードというかポイントとは、やっぱり教育委員の在り方が握っているんじゃないかというふうに思っております。教育委員がどうその立場を受け止めて自らが教育行政にその立場で関わろうとするのか、そういう環境、状況をどれほどつくり出せるかどうかというふうなことがやっぱり一番ポイントになるのかなというふうに、先ほど御紹介させていただいたような経歴からしますと、思っている次第なんです。

確かに、既にこれまでさんざん指摘されているように、教育委員会の形骸化ですとか、あるいは事務局主導の、そういう指摘ですとか、そういうことの指摘をいろいろ引き受けながら歴史的に今日に至っているという、そういう歴史を持つていくわけですので、このところがある意味でいうと手当てされない限りにおいて、それぞれの制度改革もその成果とか効果というはその限りにとどまるのではないかと。今申し上げたところとうまくリンクさせていかないと、あるいはつながっていかないところではないかと、そんな思いを持っております。ですから、そういう点からすると、改めて教育委員というものに対しての手当てとか、あるいはそれを活性化、活発化していく

ための手当てとか手だてということについての工夫改善と。

そういう意味で、中教審の答申の中にあつた、この十年で随分変わつてきていますというふうな、そういう声ということの大切さというふうにしようか、いい意味でそれが教育委員会の活性化に結び付いていくような形になっていくといいかなというふうに思っております。

制度改革も、今申し上げたようなことを後押ししていくというか、支えていくような方向でうまくつながっていくといいいかなというふうに、こんなふうに思っております。

以上です。

○斎藤嘉隆君 教育委員が非常勤であつて、ほかに仕事をもちながら、まあレマンですから、そういう形で活動することにはおのずと限界があつて、そのところについてもう少し構造的にも考えていかなければならないという御意見であつたかと思ひます。

制度の問題、運用の問題はともかくとして、そこで伊藤参考人にお聞きをしたいと思います、参考人は首長を中心とする教育行政というもの重要性を先ほど述べられたかと思ひますけれども、これは私も法案を出させていたいたときに、そういった方向性を打ち出したつとも、とはいへ、いわゆる教育の政治的な中立性あるいは継続、安定といった観点から、この教育行政あるいはその内容について一定のチェック機能が今以上に必要だというような観点でいろいろ議論をしてきました。具体的に教育監査委員会というものを外部につくつて、そこできちんと議会と並んで教育行政をチェックをしていく、そんな形が有効に機能しないだろうかということで議論してきましたが、そこで伊藤参考人にお聞きをします。

今の中立性の問題とか、当然ですが、地域ごとに教育つて余り格差が出てはいけなと思ひますね、こういう点の観点とか、いろんな視点でその首長の下で行われる、あるいは今度新しいスーパー教育長が生まれるわけでありますけれども、その下での教育行政のあり方についてチェックをする、そのような機能強化というのは必要でないのか。あるいは、必要だとすれば、どのように進めていけばいいとお考えであるのかをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(伊藤正次君) ありがとうございます。今回の改革案では、御指摘のとおり、スーパー教育長ともいふべき非常に強い権限を持った教育長が生まれるわけです。ただ一つ、チェックという観点からしますと、教育長は首長から任命されるということと同時に、議会の同意を得て任命されるということですので、まず事前にその議会の同意という形でチェックが入ることだと思ひますし、場合によっては、教育委員も同時に選任されておまして、最終的な意思決定はその教育委員を含めた教育委員会で行われるという形で、その点でも一定のチェックが行われると。最終的には、全体の教育行政について何らかの問題が発生した場合は、総合教育会議などでの調整を経て、最終的には責任者である首長が選挙でその教育行政の責任を問われることというのも含めて、チェック機能が働くというふうにも考えられます。

教育監査委員会のような組織を置くということでございますけれども、私個人的にはこれ議会の文教委員会ですとか教育関係の委員会とどういうふうに関係するのかなという問題もあらうかと思ひまして、むしろその議会の側がきちんと教育行政をチェックするというのが本来の地方自治の、あるいは教育行政の在り方ではないかというふうにも考えております。

また、政治的中立性の確保が非常に重要だということであれば、仮に教育委員会という組織を取らないのであれば、独立性の高い何らかの第三者機関、審議会を置いて、そちらに勧告権なり、その勧告の尊重義務を課するというような形での制度設計もあり得るのではないかと思っております。

○斎藤嘉隆君 ありがとうございます。

結構教育行政というのは子供たちの様子に直接をしますし、駄目だったから次も変えればいけないというわけにいかないと思ひます。だからこそ慎重な歩みが必要だというふうにも思っています。それは僕たちも政治家ですの当選をするためにいろんな、首長さんもうでしようけど、いろんなことを言っている側面もありますけれども、やっぱり教育についてはちよつとその辺一歩引いて考えていく必要があるのかなというふうにも思ひます。

その上で、最後に村上参考人に、先ほどの御発言の中で、国レベルでの政治的中立性を高めていくということに言及をされたかと思ひます。済みません、ちよつと掘り下げて、具体的に何らかプランをお持ちでしたら、我々は、例えば中央に教育委員会をつくらうかどうかというふうなこともこれまで申し上げてきた経緯もございしますが、最後にその点について村上参考人にお聞きをしたいと思ひます。

○参考人(村上祐介君) どうもありがとうございます。国レベルで具体的な制度ということですが、私も三条委員会のようなやはり行政委員会のスタイルというものは中立性、安定性、継続性を保つ意味で一つの在り方なのではないかと。もちろん国家公安委員会のように、政治家である国会議員が委員長を務めることで政治的なリーダーシップとの調和を図るということもあつてはよいと思ひますが、やはり合議制で物事を決めるという側面が教育行政は国レベルでも検討されてもいいのではないかとこのように考えております。

○斎藤嘉隆君 終わります。

○新妻秀規君 公明党の新妻秀規です。本日は四名の参考人の方、貴重な御所見ありがとうございました。早速、じゃ質問に入らせていただきます。

先ほど、天笠参考人の方から教育委員会の活性化について、るる地域に開いた教育について御教示がありました。なので、天笠参考人以外の三名

の参考人の方に、教育委員会の活性化が叫ばれておりますが、その現状認識とあるべき姿、先ほど天笠参考人もおっしゃったようなコミュニティ・スクール、また学校支援地域本部、こうした取組とかにも触れながら、三人の参考人の方の御意見を伺いたいと思います。

○委員長(丸山和也君) では、今度は伊藤参考人からよろしくお願いします。

○参考人(伊藤正次君) ありがとうございます。教育委員会の活性化という場合、幾つかレベルがあると思います。一つは、狭い意味での教育委員会の審議の活性化ということだと思います。こちらにつきましては、従来形骸化が指摘されておりますし、そのための法制的な手当てというのも累次行われてきたと理解しております。ただ現状では、多様なバックグラウンドを持つ委員の方々が活発に活動を始めたいというふうにも理解しております。その面では少しずつ改善してきているという認識でございます。

他方、教育委員会全体の活動の活性化あるいは学校現場を含めた活動の活性化ということにつきましては、もちろん様々な取組が全国で行われておりますし、自治体でも様々な活動を行っていると思います。

ただ、私個人的には、教育の活動の活性化というのは単体を取り出して議論するべきものではなくて、例えば子育て支援との関連ですとか、あるいは全体の福祉の問題との関係、さらには少年非行ですとか青少年健全育成、スポーツ等々を含めた多様な分野での連携を進めながら活性化していくべき課題であると思っています。その際に、教育委員会の方に囲い込まれている教育行政ということがもしその連携を難しくしているということであれば非常に問題だというふうに理解しております。

○参考人(村上祐介君) どうもありがとうございます。まず現状認識の方からですが、これは私が実施したアンケート調査では、自らの自治体の教育委

員会が機能していると答えた首長さん、教育長さんがおよそ六割から七割を占めていると。重要なのは、十年間でこの数値が改善をしている、およそ五ポイント改善をしているということであります。

です。で、世間の教育委員会形骸化とか、この十年の批判の高まりと現場の認識は実は逆のところがありまして、現状は、現場の感覚では、教育委員会の活性化というところはまだ課題はあるんだけど、むしろ改善をしているというふうにも考えております。

二つ目のあるべき姿というところなんです。私は、教育委員会と教育長の関係をやはり明確にするということが制度的に必要なのではないかと、いうふうに考えております。これは運用レベルというよりは制度的に見直すべきところだというふうに思います。

具体的には、先ほども申し上げたのですが、教育委員会と教育長の権限関係とか役割をきちんと明確にして、教育長に明文化した責任を持たせることができる。ここからは教育長の日常の仕事、ここから先は教育委員会の仕事というように切り分けをきちんとして、で、教育長の職務執行を教育委員会がきちんとチェック、コントロールをして、場合によっては教育長を替えるというふうなところまでできるというように、やはり非常勤です。で、おのずとできることは限界があります。で、例えば基本方針の決定とか教育長の人事とか、そういったところを教育委員会がきちんと担当をして、日常業務は教育長に任せるというような権限の切り分けというものがやはり非常勤の合議体を活性化させる上で重要ではないかというふうに思いました。

以上です。

○参考人(木村孝雄君) 現状認識につきまして、村上委員がおっしゃったように、村上委員が第三十回の教育制度分科会での発表資料の中で、今の教育委員会よく機能しているかという質問に対して六九・三%の首長は機能している、八一・

三%の教育長も機能している、また、合議制の執行機関として教育委員会を維持しつつ制度的改善を図ることに賛成としたのが首長の五七%、教育長の六七%ございました。そういう意味で、もう現状認識としては村上委員と同じ認識を持つております。

その後、あるべき姿としては、やはり制度改革をきっかけに一番直接子供たちに関わるのは、制度改革を踏まえた教育委員会、また教育の活性化でございます。そういう意味で、教育の活性化につきましては、やはり先ほどからもありますように、地域支援本部やコミュニティ・スクールの関係者など、そういう地域の多様な人材、そして、民意が迅速に反映できる、そういう教育委員の人材登用、これが非常に大事になってくるかな。

また、閉鎖的だという指摘がありました。そのとおりだと思います。やはりもっと教育のスペシャリストの行政職員を育成する必要があるのではないかと。いや、今、文科省はそれに取り組んでおられて、私が在籍していた郡山第二中学校に一年間キャリアの方が来ております。そして、教育に子供たちと一緒に汗を流していただくと、きつとあれが戻ってから大きな成果を上げるのかな。今、一緒に学びたい先生のアンケートを取ったら、ベストフアイトにその文科省から来ている方が入っております。やはり教育は免許も必要ですけれども人なんだな、つくづく感じられております。すばらしい青年です。

話が横道にそれてしまいました。そういう専門性を備えた行政職員の育成、これが大事になってくるのかな。また、やはり一番はもと現場感覚を育てる、学校現場や地域に向向いて、そしてフェース・ツー・フェースでいろんな考えを伺ってくる、そういう取組が、そしてそれを吸い上げて教育政策に見えるような形で、住民に見えるような、頑張りが見えないんです、今は。それを見るような形で示していくこと、これが教育委員会の活性化として大事な部分かなと、そのように

考えます。

以上です。

○新妻秀規君 貴重な御所見ありがとうございます。

続いて、木村参考人、村上参考人、天笠参考人にお伺いします。

やはり更に教育のレベル、質を高めるためには事務局の役割、非常に重要だというふうにも言われております。一方で、先ほど、大津の事案にもあるように、きちんとした対応ができていなかったんじゃないか、そんなような事務局のそうした機能不全、こんなことも叫ばれております。一方で、非常に高い政策立案能力を持ったような取組を紹介されておりますが、この事務局の在り方について、現状での課題とあるべき姿について御所見をお願いいたします。

○委員長(丸山和也君) じゃ、簡潔にお願いいたします。

○参考人(天笠茂君) 私は事務局をどう、何と云うんですか、全体としてコントロールするかという、そのところがあるのかどうかということとがポイントになると思います。直接的には当然教育長がそれなわけですけれども、事務局の各セクション、セクションが、それ自体がある種の自立的な側面を持っていて、時にそれぞれがそれぞれとして動き出したりですとか、それぞれのセクションがそれぞれ意思を持ってそれぞれ動き出すというふうな、そういうことが時に生じるということ、言うならば、ですから個々の政策の進行が個々それぞれ、俗に言う縦割りということも言えるかもしれませんけれども、教育委員会の事務局の中でそういう現象が起こるときというものが、今度は現場の立場、学校の立場からすると、いろんなものが次々に下ろされていくけれども、総合的になっていないとかという形で、それぞれが分散していくような形の受け止めになってしまつて、結果的に学校現場等々を、それによって力を逆に拡散させたりですとか失わせるというふうな、そういうふうなことが起こっている可能性が

あるんじゃないかと思うんです。

ですから、そういう点で、事務局のそれぞれのセクションを相互に関連を図ったり、一元化をしていったり、あるいは総合的にしたり、そういうふうな形のコントロールということが必要だと思いますし、そのリーダーとしての教育長の在り方、あるいは、それを教育委員の立場からのまた関わり、その辺りのところの対応ということがポイントになってくるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○参考人(村上祐介君) ありがとうございます。
大きく二点あります。

一つは、教育職とあと行政職との融合ということです。やはりその辺が分かれてしまっている。同じ教育委員会事務局にいても、管理系は行政職員、指導系が教員出身者というふうに分かれてしまってお互いが見えないということも一つ、先ほどの天笠参考人の発言と似ているところがあるんですが、あると思いますので、行政職が指導系の職務にも入る、それから教員出身者が管理系の職務にも入る、そして学校事務職員のような職種も教育行政に活用する、こういったことが重要ではないかというのが一点目です。

二点目は、事務局がやはり教育委員を尊重するような事務局職員というか、やはり教育委員がちょっと軽んぜられているのかなというところもなきにしもあらずというところがあるかと思えますので、例えば大きな教育委員会事務局では、教育長ではなくて教育委員の秘書的な役割の職員をつくるであとか、そういった教育委員を大事にするような事務局の体制をつくるということも一つアイデアとしてはあり得るのかなというふうに思いました。

以上です。

○参考人(木村孝雄君) やはり壁を取り払うということがキーワードになると思います。

やはり事務局の中でも、首長部局は、先生方だからあと二年か三年で現場に戻るからという意識

があるし、先生方も首長部局の方とはなかなか話にくい。そういう壁を取り払うことが一番大事なのかなと。やはりお互いの仕事ぶりが見えていないんですよね、壁があつて。それが大きな課題かなと。

と同時に、さらに各部局、首長部局との横の連携、それをこれから積極的に教育委員会事務局は連携していくことが大きな今後の在り方のポイントだと思えます。それによつて、やはり保健、福祉、教育の壁を取り払って同じスペースの中で仕事をしましたら情報が非常に共有されまして、一番成果が上がったのが虐待、いじめ、この問題、情報、やはり首長部局も持っているんです、保健、福祉なんかは。それと学校がすぐ連携できる。やはり同じフロアで仕事をしながらお互いに連携をする、そして壁を取り払う。この横の連携が非常に、教育の場合は保健、福祉との連携が非常にこれから今後大きくなってくるのかな、そのキーワードは壁を取り払うことかなと、そのように考えます。

以上です。

○新妻秀規君 それでは、木村参考人と天笠参考人にお伺いします。

教育委員会を合議制の執行機関として、教育行政の最終的な責任者として今回の政府の法案では残しておりますけれども、位置付けておりますけれども、このことについては、村上参考人は評価をする、伊藤参考人は評価をしないというふうな御意見であるというふうに理解をしております。

それでは、木村参考人と天笠参考人はそれぞれ、この今の閣法、政府案での教育委員会の位置付け、これについてどのように受け止められているか、御所見をお願いいたします。

○委員長(丸山和也君) 木村参考人と天笠参考人ですか。

○新妻秀規君 はい、お二人です。

○参考人(木村孝雄君) 教育は、政治を始めあらゆる私は権力から距離を置くことが大原則である。与野党協議の結果、教育行政の最終権限を教

育委員会が執行機関として現行どおり持つ、これはやはり政治的な中立性を確保する意味で今回の制度改革の中で最大に私は評価したい、そのように考えております。

やはり教育は百年の計でありますし、子供たちが豊かな心を持つて真つすぐに成長していくためには、やはり偏つた教育理念や思想に基づいた教育を受けることの、あの純粹な子供たち、影響は大きいですが、首長の交代で教育方針がぶれると一貫した教育ができません。そういう意味で、教育委員会が執行機関を職務権限として持てたということが非常に大きな今回の成果であると、そのように認識しております。

○参考人(天笠茂君) 今回、私はこの点については高く評価をさせていただいておりますし、ある種のバランスを働かせていった一つの判断をなさったのではないかと、そういう観点からもまた評価をしたいというふうに思っております。

以上です。

○新妻秀規君 貴重なお時間をありがとうございます。終わります。

○藤巻健史君 お騒がせしております日本維新の会、結いの党の藤巻です。

私、最初に立場から申し上げますと、教育委員会というのはやっぱり執行機関でなく諮問機関であるべきで、首長が新教育長を選び、新教育長が執行機関であるべきと、いわゆるA案がいいのかなとずつと思つていたんですけれども、そういう立場からちよつと質問させていただきたいんです。

まず、せつかく大学の先生方三名もいらつしゃつているのでお聞きしたいんですが、中国の教育、ロシアの教育、北朝鮮の教育、韓国の教育、これ、コメントはよろしいんですけれども、とんでもない教育制度か、それとも普通のまあまあの教育制度か、それともすばらしい教育制度か、その三つのうちの一つ、どれか教えていただければと思います。感覚論で結構です。

○参考人(村上祐介君) 私、ちよつと海外の教育

の実情というものは、その四か国に関しては正直余り把握をしていないのですが、韓国に関しては、教育自治が非常に守られていて、教育長を公選するところですので、そういう意味では、様々な問題はありますが、教育の専門性というものが日本よりは大事にされている面はあるのかなというふうに考えております。ちよつとほかの国については、済みません。

以上です。

○参考人(伊藤正次君) 私も海外については不案内でございますが、韓国にしましては、今、村上参考人がお話しいただいたとおり、教育自治が非常に強い、つまり一般行政から教育行政が完全に分立した国でございます。しかし、受験競争等大変激しく、人材の海外流出が起つていっているというふうに認識しております。

○参考人(天笠茂君) 私は、それぞれの国の教育の制度は、それぞれの国の歴史ですとか国柄に反映されてそれが成り立っているものだというふうに思っています。ですから、それを全部後ろに置いて並べて、どれが優位かどうかという、そういうような判断というのは非常に教育制度については難しい問題ではないかと、そんなふうに思っております。ですから、そういう点ですと、答えとしては、いずれの国もそれぞれがそれぞれとして存在しているというふうな、そういう言い方になるかと思ひます。

以上です。

○参考人(木村孝雄君) 私は、それぞれ各国のコメントは避けたいと思いますが、やはりもつと日本の初等中等教育に誇りを持つべきだと、そのように認識しております。

以上です。

○藤巻健史君 質問をした趣旨は、最初の中国、北朝鮮、ロシアは、明らかに政治的中立な教育をしているとは、我々の感覚からですよ、思わないわけですよ。要するに、共産主義に基づいた教育をしているんじゃないかと、これは単なる想像ですけれども。だからといって、政治的中立を

守っていないからその教育はひどいとは言えないですよ、ということもまず申し上げたんですが、もうちょっと申し上げたいのは、やっぱり教育行政を考えると、まず政治的中立が第一に来ちゃうわけなんです。教育の目的というのは、いい教育を与えようということが一番の、第一義の目的であって、そのときに政治的中立、変更しちゃまずいよねという話だと思うんですよ。それは確かに軍国主義とか無政府主義とか、その対極にある主義にやられちゃう困るんですけども、現状、資本主義であり、かつ民主主義で教育をしている限り、まあいいのかなと私は思ってしまうんですよ、どね。

ですから、もつと教育制度を考えると、子供たちによりいい制度を、教育を与えるのはどういう仕組みかということを考えるのが本筋であって、まず第一に政治的中立を確保する。極端な話だと全然駄目ですよ。でも、ほぼ真ん中である限り、その多少のぶれはいいじゃないかと、それは二義的な問題じゃないの、私は思っているわけなんです。それがやっぱり今回の仕組み論で感じることもあって、そうすると、やっぱりより良い意思決定をきちんとする、それから責任がある人たちがちゃんときちんとした教育行政をするというのが一番いい制度かなと思って、私は最初に申し上げたやつぱり改革論がいいのかなと思うんですけれども。

それで、二番目の質問に入りますけれども、まず村上参考人にお聞きしたいんですけれども、先ほど、教育委員会制度というのは地方自治制度の問題として捉えるべきであって、首長への権限集中が余りにもひどいから、それはやっぱり多元主義の方がいいというお話だったと思うんですけど。

それは確かにそうかなと思うんですけど、私この教育委員会の議論を聞いていて、何がおかしいのかなと思って聞いていたら、やつぱりもうちょっと大きい問題で、国家賠償法なのかな、要するに国家公務員って自分がどんなミスをして

国が賠償するわけですよ。要するに、責任がないんですよ、私に言わせると、民間人だった私からすると。

要するに、民間であれば基本的に、例えば会社の執行役でもあれば、何か部下でも失敗すれば一発で首です、それから個人的な忠実義務があつて、個人的に賠償責任を請求されるわけですよ。というところは、これは極めて高い責任を持っているわけなんです。だからこそ、執行して責任ある判断をしなくちゃいけない。

例えば、お医者さんで考えたって、例えば私が手術を受けるときにお医者さんに好き勝手にやらせて失敗して、勝手に何かいふんなことやつても国家が賠償してくれるというんだつたら、そんなお医者さんに私は頼みたくないですよ、手術をやつぱり、何か失敗したり意図的に変なことをしたら、そのお医者さん自身が罪に問われるというようなら、そういう責任を持った人に手術を行われないわけであって、今の、少なくとも国家賠償法が、何というか、公務員には個人の賠償責任がないという取付けになっている限り、やつぱり少しでも責任を取る、責任を取るというのはやつぱりペナルティーを払う。

例えば、先ほどあつた首長であれば被告になるとか、それから少なくともリコールですぐ首が飛んじやうとか、そういう責任体制のあるところが一応責任を持つて、その権限を持つてやるべきかなと私は思うんですけども、その辺についてコメントをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○参考人(村上祐介君) 御質問ありがとうございます。公務員個人は、やはりいずれにしても責任というのは、首長が被告になるわけなので、一般行政であらうが教育行政であらうが、そこは変わらない。教育委員会が仮になくても、公務員個人は直接的にはというか、国賠法の枠組み自体は変わらないということだとは思いますが、だから、首長に集めればいいのかというと、これ

はやはり首長にすごく権限が集まり過ぎている現行制度を、権限集中を緩和するという今の行政委員会の趣旨から考えると、これはむしろ行政委員会の方に予算と権限を持たせて、そちらをむしろ責任主体とすることで、何というか、権限集中を防ぐという考え方もあると思いますので、全てを首長に集めるということを前提にしないでいいのではないかと。

権限と責任の一致のさせ方というのはほかにもあり得るのではないかと今ふうに思いました。

○藤巻健史君 じゃ、その責任の取り方って、先ほども木村参考人からもお話があつたんですけど、でも、教育委員会の責任の取り方ってどういう取り方があるか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

責任取るというのは、やつぱり先ほど申しましたように、民間だったら、すぐ首になっちゃうとか、それから個人賠償の請求の対象になるとか、そういうのをやつぱり責任を取っているというふうに言うと思うんですけども、言葉で言うのは簡単ですけど、責任を取るってどういう形の責任ですか。村上参考人と木村参考人にちょっとお聞きしたいんですけど。

○参考人(木村孝雄君) ケース・バイ・ケースによつて、本当に誠意を持つて迅速に対応していく、それしか私は責任の取り方はないと思います。そういう意味では、やはり腹はいつもくつてこの仕事に当たつております。

以上です。

○参考人(村上祐介君) これは、やはり職業公務員として職を賭してもちろん責任を負わなければいけない場合もあると思いますので、政治家でない責任の取り方というものは、やはり教育委員会の場合でもあり得るというふうに思います。それは一般行政の公務員でも同じことではないかというふうに考えております。

○藤巻健史君 ちょっと具体的にその責任を取る、私、責任取りますと言つたら、辞めるとかお

金賠償しますということを取るというんだと私は思っているんですけど、具体的にどういう責任の取り方があるんでしょうか。お二人に。

○参考人(村上祐介君) これは公務員法の中で、信用失墜であるとか、あるいは様々なケースで公務員個人が職を辞めないといけないというようなケースはもちろんあり得るというふうに思います。ただ、難しいのは、これは職業公務員というものは、やはりある種の政治的中立性という専門性を発揮する、それからどのような政治家の下でも同じように働くということを保障するために身分保障というものがやつぱり必要なわけですね。だから、ここは非常に難しいわけであつて、ある責任を取るということと身分保障ということが矛盾するところがあると思いますので、その辺が公務員は難しいところがあるということです。

○藤巻健史君 そうすると、常勤の例えば教育長だった責任を取る、辞めさせられるというのはまだ分かりませんが、非常勤の教育委員の方が責任取るといつたって、まあ、一種、ほかに仕事があるわけですよ、きつとね。余り大した責任の取り方じゃないですよ。ダメじゃないですよ。そういう人たちに執行役としてすごい権限与えて、ペナルティーがなかったら、やつぱりやりたいことが、変な言葉ですけど、やりたいことができちゃうわけですよ。それについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○参考人(村上祐介君) ありがとうございます。これは、職業としてその仕事に就いている人が教育行政をやることのデメリットというのものがやっぱりあると思うんですよ。つまり、自分の利益とか次の再選とかということをどうしても考えて短期的になりがちであると。非常勤であれば、そうしたことはないの、長期的な見方に立つというメリットももちろんあると思うんですよ。

その裏返しとして、ほかに仕事があるので責任を取らなくていいんじゃないかということがあり得ると思うんですけど、これはしかし民間企業でも、社外取締役ではそれは辞めれば済むじゃない

かという話になりますが、やはり社外取締役もかなり責任が重い立場だと思うんですね。ですの
で、これは民間でもそういった社外取締役という
仕組みがある以上、非常勤だから責任を取れない
ということにはならないのではないかとこのように
思っています。

○藤巻健史君 ただ、民間の社外取締役というの
は、あれは執行機関じゃないんで、私は執行機関
でありながら余り責任を取らない体制というの
はどうかと、やっぱりそういう機関は諮問機関で
あるべきではないかなと私は思っているというこ
となんです。

ちよつと時間がないので次の質問に入りたいん
ですが、この前文科大臣とお話ししていたときに
よく分からなかったのは、文科省の回答ではど
うしてもやっぱり理解できなかったんですけど、国
の場合はやっぱり先ほど言ったA案ですけど、ほ
ばね。要するに、首長である安倍首相が教育委員
長である下村大臣を選んで、そして中教審は単なる
諮問機関であるという国の制度を、どうしてそ
のまま地方にコピーしちゃいけないのかなど。そ
のいけない理由。別に政治的中立、今、国の制度
が政治的中立であるなんて、批判も聞かないです
し、どうして地方に行くと駄目なのかなと思っ
ているんですが、その辺をちよつと四人の方から御
回答を聞きたいなと思います。

○参考人(伊藤正次君) お答えいたします。

国の場合は基本的には議院内閣制という仕組み
を取っておりまして、内閣の下に行政権が統合さ
れているという前提に立っておりまして、その場
合に行政委員会を設ける場合には特に非常に重要
な理由が必要であるというふうに考えておりま
す。例えば、市場競争の確保のための公正取引委
員会ですとか、警察、治安維持のための中立的な
機関としての国家公安委員会等ですね。

その点に鑑みますと、教育委員会、教育行政
というのは、国家全体の統治にももちろん関わる
部分ですけれども、国民に対するサービスとして
質の高いサービスを提供するという一般行政と同

じような部分というのもございますので、その点
で独任制の省庁の組織が取られているというふう
に理解しております。私は、この点に関しまし
ては合議制の組織を取ること自体は不適切
ではないかというふうに考えております。

○参考人(大谷茂君) 私は、とりわけそれぞれの
地方、地域における多様性の確保というのがこの
国においては大切ではないかというふうに思っ
ております。そういうことを考えたときに、そうい
う意味における委員会の制度の執行機関として
云々という先ほど来のそれについての一つの姿で
はないかと、そんなふうに思っております。

○参考人(村上祐介君) 三つあります。

一つは、国は直接学校を所管していない、国立
大学は法人化されていますので。それに対して、
自治体は直接学校を所管していますので、より厳
密な政治的中立性が求められるという説明が一つ
あり得ると思います。

二つ目は、国の場合、議院内閣制を取ってい
て、分担管理で各大臣に事務権限は分散されてい
るのに対して、地方は首長に集中していますので、
そういう権限集中を緩和するという意味で
行政委員会が必要であるという説明が二つ目です。

三つ目は、私の意見でもちよつと申し上げたの
ですが、そもそも国の方の継続性、安定性、中立
性という点で今ちよつと難が出てきているところ
があるのではないかと。具体的には、高校無償化と
かは、良しあしは別として、政権が替わること
に制度が変わっていて、それで影響を受けるやつ
ばり子供さんというのが出てきているわけですね。
そうしたことをやはり緩和する方向で国の方が制
度を変えるべきではないかということもあり得る
と思います。

以上です。

○参考人(木村孝雄君) 私は、繰り返しますが、
教育は百年の計であって、知徳体のバランスの取
れた子供を育てるにはやはり教育方針が一貫した

ものがなければいけない。そういう意味では、や
はり合議制で、私自身八年間教育長を務めまし
て、教育委員の皆様の本場にレマンコントロール
ル、すばらしいものが高視点からもございま
す。本場に子供たちを思っている一生懸命頑張っ
ただいております。そういう意味で、教育はある
意味での、いい意味でのユートピアであっていい
のかなと、そういう考えでおります。

○藤巻健史君 ありがとうございます。

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文と申しま
す。今日は、参考人の皆さん、お忙しい中、国会
までお出ましいただいてありがとうございます。
私が所属していますみんなの党は、今回のこの
教育委員会制度の改革の中で、実は選択制を導入
すべきという主張をしております。実はこの法
案に対しては修正案を、選択制を導入するような修
正案を出しているんですね。

今日は、もう四人の皆さんそれぞれ教育に、ア
カデミックの分野あるいは現場の教育委員会で経
験されてきたそれぞれの皆さんがいっぱいいま
すので、ちよつと私たちの選択制についてまず考
え方を説明しますので、それに対してどういうお
考えをお持ちか、御意見を四人の方から伺うとい
う方法で進めさせていただきたいと思っております。

実は、私も神奈川県知事八年務めておりました
から、自分で教育委員会を任命させていただきました
。そして教育委員会ともいろんな形の連携取らせ
ていただいて、教育行政、教育改革を進めてきま
した。ですから、私自身の経験からいえば、教育委
員会の制度が悪いから今の教育が悪いというより
も、これは制度だけじゃなくて運用ですね。やつ
ぱりその教育に携わる、政治家も含めてですけれ
ども、人と、それを運用するやり方、これによっ
ては制度を生かすも殺すも、両面が出るんだな
と。

確かに、大津のいじめ自殺事件というのは、教
育委員会制度の悪い面が全て出てしまった。非常

に閉鎖的であった、情報を隠してしまう、あるい
は教育長と教育委員長あるいは首長の責任どこに
あるか分からない、こういうのが一挙に出てしま
つて、それが一つのきっかけでこの教育委員会
制度の改革の議論が急に進んできたわけですよ
ね。

ただ、全国見てみますと、今の教育委員会制度
の中でもかなりそれをうまく運用して教育改革を
進めている自治体というのは幾つもあるわけなん
です。よく言われるのが福岡県の春日市ですと
か、あるいは京都府ですとか、あるいは秋田県な
んかは、教育委員会、それと首長あるいは学校
がうまく連携して様々な成果を上げています。
ちよつと具体的に言うとも長くなりますのであれで
すけれども。

一方、確かに今回の教育委員会制度の改革の中
で、教育委員会の審議が形骸化しているとか、責
任がどこにあるか分からない、あるいは危機管理
の対応が全然できていないじゃないかという御批
判も当然あって、そういうところに陥つてしまっ
ている自治体というのもあるんだらうと思いま
す。

そういう意味で、一つの制度には必ず、こうい
う面ではこの制度はいけれども、こういう面では
やっぱりこの制度はちよつと難しいですねと、
必ず両面あるんですね、メリット、デメリット。
この制度は全てにわたってメリットだけです、完
璧な制度ですというのはあり得ないと思っていま
す。

例えば、責任の所在とか教育改革のリーダー
シップ、これに重きを置かなければ、やはり首長と
あるいは新しい教育長のような縦のラインでき
ちつと物事を進められる体制をつくるのが重要
だと思えますし、あるいは教育の政治的な安定性
だとか継続性だとか政治的中立、こういうのが
やっぱり教育というのは中長期にわたってしっか
り行わなきゃいけないのだから大事だと、そうで
あれば、教育委員会の合議制を中心に、首長から
は少し離れた存在でちよつとやっていった方がい

いというもあり得ましょう。

そういう意味で、私は、地方教育行政の当事者である地方自治体が、自分たちで議論して、自分たちで選択して、自分たちの教育制度は自分たちで議論して自分たちでつくっていくこと、そういうふうな選択をできるようにしていくこと、これこそが地方の教育に携わっている皆さんにやる気を起こさせて、そうだ、これこそ、このやり方で自分たちの町の教育を改革しよう、運営していくというふうになっていくのじゃないかと思うんですね。

実は、その当事者である地方六団体、これは知事会とか市長会とか町村会とかです、こういう皆さんは、これまでずっと選択をさせてほしいと。つまり、教育委員会制度でしっかりとやるというところは教育委員会制度で地方の教育行政をやらせてくれと。いや、でも、教育委員会制度はやっぱりデメリットも多い、自分たちはもう少し地域住民から選ばれた首長を中心に、首長のリーダーシップで教育改革を進めたいんだと、そういう自治体にはその方法を取らせてあげればいいというふうに思っているんですね。それこそが地方分権改革だと思うんです。

地方の教育行政というのは地方自治体の自治義務であります。大きな方針は国が示すとしても、その中で、こういう形で自分たちはやらせてほしいという自主性と選択権を地方自治体に与えていかないと、今回の制度はうまくいきませんでした、じゃ次の制度も、地方にはいろいろな意見があるけれども、国が全部この方法で決めます、それに従って地方はやりなさいと言っている以上、地方の自主性あるいは改革の活力というのは生まれてこないというふうに思っているんです。そういう意味で、地方分権改革や規制改革の点もあると思いますが、私は、教育委員会制度を今後考えるときに選択制というのを導入していく、これ重要だと思っています。

もう一つ、今の日本の公教育をすごく閉鎖的に

してしまっているもう一つの原因は、文部科学省という巨大な霞が関の官庁の指導監督の下に都道府県教育委員会というのががちりあるわけですね。その都道府県教育委員会の下に、今度は市町村教育委員会があって、その下に学校があるわけですね。巨大な縦系列の官僚組織ができてしまっているんです。ここで指導だとか勧告だとかが全部下りてくるわけです。ですから、教育委員会というのは、上にある文科省と、下で言うたら失礼ですけども抱えている学校の上で中間管理職のように、上に気を遣い下に気を遣い、何やっていいか分からない、どうしようどうしよう、でも仕事は増えるばかり、こういう官僚機構になっちゃっているんですよ。

ですから、そういう縦系列の官僚機構に風穴を空けるためにも、教育委員会で行いたいところは教育委員会で行う、首長主導で行いたいところは首長主導でやる、そうやっていくことがある意味で教育の自由化、多様性を生んで、それがひいては末端にある学校の改革意欲にもつながっていくのじゃないかと、こういう考え方を持って選択制というのを主張しているんですね。

是非とも、現場でそれぞれ経験されている方、アカデミックに研究されている方いらっしゃる方で、四人の先生方から、教育委員会制度改革において地方自治体の選択制というのを導入するという改革方針についてどのように考えられるのか、御意見をお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長(丸山和也君) では、選択制に一点に絞られていきますけれども、順次御意見を伺いたいと思います。

○参考人(伊藤正次君) 私、先ほど意見として述べましたとおり、理想としては選択制が最も望ましいと思っております。ただ、その具体的な制度設計にはいろいろな課題がございます、完全に自由な選択制というのはあり得ないわけでございますから、恐らく、その実際の選択制を仮に取り入れるとすれば、幾つかのメニューを示した上で、その中から自治体を選ぶということが望ましいと

思います。また、その自治体の規模によつてはやはり教育委員会を必置した方がいいという判断もあろうかと思えます。

ただ、具体的にその組織の在り方、教育のガバナンスの在り方を選択するという手続をどう設計するかという問題がございます。恐らく、最終的には住民投票ということになるかと思いますが、ある時点における住民の意思が特定のメニューを選んだとしても、その後の状況変化でそうした在り方が望ましくないといったときに、誰がどのような形でその選択の発議をするのかということまで含めますと、非常に難しい制度設計だと考えております。

理想としては私も賛成いたしますが、現実の手続が非常に難しいということを理解しているというところでございます。

○参考人(天笠茂君) 目的として捉えるべきなのか、それとも手段として捉えるべきなのかという、その辺りのところも一つ判断によるのかなというのが伺っているものであります。言うならば、それぞれの地方の自治能力を向上させる、そのための一つの手だてとして御説明いただいたそれというのもあり得るんじゃないかというふうに思っております。

そういう意味では評価していいというふうにまず思いますが、一方においては、例えば先ほど挙げられた春日市ですとか京都市というのはコミュニティ・スクールを導入した普及率の非常に高い地域であるわけなんですけれども、片や全くそれについてはノータッチという、御承知だと思ふんですけれども、そういう自治体というのにも全体的に見れば相当の数に上るといふふうな、そういう実情があるわけで、そういうふうな考えたときに、それぞれの自治体にそれぞれ選択的という辺り、そのところというのをどの程度のものとして捉えるかどうかという辺りのところについては、なお話を詰めるなければいけない点というのがあるように思います。

やはり、言うならば、今の話というのは今度は地域の格差という話とかぶさってくる問題があつて、やっぱり国としては、全体的な底上げとか全体を目くばせするというふうな、そういう観点というのでも欠かさないところになるんじゃないかというふうに思いますので、そういう中で今のような点をクリアするような形の選択という場合にどういう姿としてあり得るのかどうか、そういう制度設計があり得るのかどうか、そういう検討が更に必要なのではないかというふうに聞かせていただきました。

以上です。

○参考人(村上祐介君) ありがとうございます。私も、選択制が望ましい教育制度というものはあると思うんですね。例えば、県費負担教職員制度はやはり県によつてかなり事情が違つていて、島が多いところはやはり県がインシアチブ取らないとなかなか回せないとか、都市部であれば市町村同士でやっても済むようなところとかというふうな、そこは何か全国一律の制度じゃなくともいい場合があるかもしれません。

が、ただ、教育委員会制度に関しては、これは元々、政治的中立性、継続性、安定性を目的とした制度で、それを選択制ということになると、ある種地方政治で決めるということになるわけです。つまり、政治的中立性のための制度を政治で決めるという、ちょっと逆説的な状況になつてしまつと。これは法制的に可能かどうかということもあると思うんですね。つまり、政治的中立性を目的とする制度を政治自身が決めるということが法制的に許されるのかどうかということもあり得るというふうに思います。

あとは、政治によつて地方が自己決定をするというのにはある種の一つの形だと思ふんですけれども、それで本当に機能的な制度になるのかどうかというところも論点としてあると思います。これは政治学の研究等でも、結局、行政組織というのは政治で決まつてしまつて機能的になるとは限らないというふうな知見もあるんですけれども、あと、制度には慣性というものもあつて、つまり

経路依存で、そのときの民意がそのまますぐ反映されるわけではなくて、やっぱり一定程度慣性が働くわけですので、選択制にすると必ず機能的な制度になるかというところ、そこはやはり政治で決定するということですので、なかなかそうならないところもあるのではないかとということ、政治的中立性のための制度を政治で決めるという逆説性のものであるというふうに考えるかということ、私は、制度によつて違うけれども、教育委員会制度は選択制にはちよつと向かないのではないかなという意見を持っております。

○参考人(木村孝雄君) やはり議員のおっしゃる部分、これからいろいろ踏まえていく必要性のある理念があると思います。その理念の具現のためには、選択制かその議論の前に、やはり今回提案されている総合教育会議、ここに活路を見出してきたいなど。そのためには、やはり細かい制度設計がこれから必要であります、この辺に議員のお出しの理念の活路があるのかなと思います。じゃ、どちらなんだと言われたら、やはり全国必置が望ましいと考えております。せめて、義務教育は教育の機会均等と教育水準の確保、これがやはり大前提でございますので、必置が望ましい。

以上でございます。

○松沢成文君 ありがとうございます。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。今日ありがとうございます。

私は、教育というのは、人格の形成、完成を目指す、また真理の探求、そして文化の創造という言葉が普遍的な営みであるだけに、政治からの独立、教育の自主性ということが本当に求められているんだと思います。教育委員会の改革というの、そのことを大前提、根底に据えた議論というのが行われなければならないということをまず申し上げて、質問をしたいと思いますが。

まず、村上参考人にお聞きをします。御意見いろいろお聞きをしていて、責任の所在の不明確さというテーマを与えられて中教審が議

論をしたことで様々な御苦勞があったらうなと。まして、教育委員会を諮問機関にいうような案も出てくる中で、やはり相当にその取りまとめには御苦勞があったというところをおもひながら、御意見を伺うことをしております。

私も、やはり今回の法案の中で一番懸念として出てくるのは、首長への権限の集中がどういふことを引き起こしかねないのかということだと思ふんです。先ほどの村上参考人のお話の中でも運用の工夫ということが提案されていたのも、そういうことへの懸念からかなというふうに聞いていました。

この首長の意向の反映というのは、それが民意の反映だということも説明をされているんですけども、やはり教育の、先ほど言った自主性であるとか普遍的な取組ということと考えると、首長の意向の反映というよりも、いかに多様な民意を反映していくのかということにこそ、本来、教育委員会の改革というのには眼目が置かれるべきではなからうかというふうに思ふんです。

その首長の意向の反映の危惧の中で、一つ私も大綱の問題なんですね。総合教育会議で首長がこれを主宰をし、そして決定権限が首長にあること。参考人からは、教育委員会の承認ということが必要じゃないかという御提案があつて、なるほどというふうに感じただけなんですけれども、教育委員会との協議が調わない場合も首長の判断で内容は決定ができること。これが提案のあつたような運用の改善がない場合にどのような問題が起り得るのかということ、もし具体的に懸念されていることがありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(村上祐介君) ありがとうございます。中教審では私、一委員なので好きなことを申し上げさせていたのですが、大綱にもし教育委員会が従わなかった場合にどういふことが考えられるかということなんです、やはり首長が専権を持つて打ち出すということで、それが一種の政治的アピールになると。それで、首長に従わな

いというところで攻撃をされる可能性がある。たまた、それが本当にどちらがより教育のパフォーマンスを上げる上で妥当なのかというのは実は分からないので、その辺がある種の政治的アピールに使われる可能性が大綱にあるということが一つ問題があり得ると思ひます。

それからもう一つは、現実にあつた例ですが、予算執行権の停止を示唆するというような権限を首長が行使した場合に、大綱に沿わないようなこととの予算は出さないといった場合に、じゃ教育委員会はどうするのかと、これはなかなか対抗することが難しいという問題があり得ると思ひます。その二点です。

○田村智子君 ありがとうございます。

もう少しちよつとお聞きをしたいんですけれども、首長が様々な、大綱の中に書き込みたいと確かに教科書の在り方とか教材の在り方とか、あるいは学校統廃合、あるいはより権限を持つている、県であれば大学、あるいは私立の学校と、こういうところ具体的に問題として何かもたらされるような懸念というのはあるんでしょうか。大学や私立の学校の関係なんかではいかなと思ひますが、あるいは高校とかですね。

○参考人(村上祐介君) ありがとうございます。

大学、私立、高校への影響ということなんですけれども、具体的にあり得るのは学校統廃合だと思ひます。学校統廃合というのは、やはり財政を預かる首長にとつても非常に関心の高い事項で、教育効果にも高い影響を及ぼし、強い影響を及ぼします。そのところのやはり首長の意向というものはかなり強くなる可能性があるのかなというふうに思ひます。

あと、高校に関しては、現実にはや起こりかけていることかもしれないが、教科書の問題で、教科書採択で何らかの意向が、これは小中学校も同じなんです、そういうことがあり得るかなというふうに考えております。

○田村智子君 ありがとうございます。先ほどの運用の改善というのは、本来は法案の

中に盛り込めるようにちよつと今後の審議の中でも頑張りたいなというふうに思ひます。

次に、天笠参考人にお聞きをします。

法案は、教育委員長と教育長を一本化するという説明がされているんですけども、私は、条文に沿つて考えればそうではなくて、お話のあつたとおり、教育委員長というポストをなくすんだというのが法案の中身だというふうに私は理解をしています。

責任の明確化が必要だということだったんですけど、これ、衆議院の議論の中で大分そのことは議論になつていて、現行法の下でも教育委員長は教育委員会を代表する立場であつて責任者ではありません。教育委員会の委任を受けて、事実上の執行の責任は教育長にあります。それはもう今も明確なんですよ。そこが理解がされていないとか、あるいは、何ですか、分りにくいというレベルの問題ではなからうかと。じゃ、それをもつて教育委員長というポストをなくしてしまうということが果たしていいんでしょうかというのは大変疑問に感じているところです。

そこで、まず、教育委員長の役割、教育長とは別にもう一人長がいるということのその意味について、御自身の体験も踏まえてでも構いません、お聞かせください。

○参考人(天笠茂君) 今のお話にありましたように、教育委員長は教育委員会を代表するということ、そういう点があるかと思ひますし、また、教育委員会の事務局へのチェックというんでしうか、そういう存在ということもあると思ひますし、また、時に教育委員会全体をある意味でいうと守つていくという、代表ということと重なってくるものがあるかと思ふんですけども、そういう多様な側面を持った存在としてあるんじゃないかと、こういうふうな思ひます。

ですから、そういう点からしますと、これまでの果たしてきたその役割についてどう評価していただいたのかどうか、あるいは、これからあるときにそれをどういふふうに考えていったら

いいのかどうなのかというふうなことで、いいのは、曖昧さという点でどちらかという対応されてしまったというか、処理されてしまっているところがあるかと思うんですけども、そこら辺のところはもう一度御検討いただいてもいい点かなというふうに思っております。

もう一つ、あれですけれども、教育委員が存在するわけですので、その教育委員をある意味でいうと取りまとめていくとか、あるいは委員間の調整を図っていくとか、そういう機能というのは恐らく委員の間で自律的に発生する可能性というのが今後考えられるんじゃないかというふうに思いますので、そういう点では、これまでとは位置付けとか、それが少し違ってくるかもしれませんですけども、実質的に、指摘されるような委員長の機能というのは次への展開の中でまた相応に存在していくんじゃないかなというふうにも見ております。

以上です。
○田村智子君 ありがとうございます。
次につながるようなお話もいただいたので、とてもうれしく思ったんですけども。

私、事前にいただいた資料の中で、天笠参考人にもう一問なんですけど、東日本大震災のときにやはり千葉も様々な被害を受け、また放射能の汚染の問題などで非常に不安が広がっていた。そのときになかなか教育委員会の事務局の方からの連絡、情報が入らず、平時のままの状態だった。これでいいのかという問題意識も持って、教育委員会の側から事務局を動かしたという御経験も資料でいただいているんです。それに照らして、教育委員長や教育委員会の役割、やっぱり事務局とは別、事務局のトップではない方がやっぱりトップにいるということの意味なんかを少しお話しただけじゃないでしょうか。

○参考人(天笠茂君) 御承知のとおり、あの三月十一日はああいうことの状況でありましたので、たまたまそのときに私は委員長という立場でありました。ですので、そういうところからすると、

その状況の中において何を判断しなくちゃいけないのかというところは当然私自身問われたんだという、そういう受け止め方をしました。

当然、その時点では、教育長は教育長として、知事は知事としてそれぞれの下で動いていたということでありまして、私もその限りにおいて私の立場とか意見を申させていたというところで、そのことが事務局との関係の中でいうのもその中には含まれていたわけでありまして、そういう中で、例えば定例の教育委員会会議等々でも、震災対応に関連する事項というのはどういことがあったかとか、あるいは、千葉県下の被災状況等々を私の立場で伺わさせていただくとか、そういうふうなことを通しまして事務局との関わりを持ちながらその状況に対応させていただいたという、そういう経験を持たせていただきました。

○田村智子君 ありがとうございます。

事前にいただいた資料の中には、どうしても目のすぐに対応しなきゃいけないところに教育長以下事務局の皆さんが本当に一生懸命対応されていた。そういうやっぱり一歩引いたところで、より広い学校現場がどうなっているかなという視点からいろいろ教育長さんと連携をされたということも書かれていました。やはりそういうところに教育委員会の役割もあるんだということを具体の事例として私も学ばせていただいたところで。

木村参考人にお聞きしたいんですけども、私、今日のお話の中とはちょっと違うんですけど、中核市教育長会がまとめて、今日もお話をされていた、これからの地域主権型地方教育行政における教育委員会制度の在り方、この中で、国、都道府県、市町村の役割分担の明確化ということも提起をされていたんですね。これ非常に大切な提言だなと思っていました。上意下達の中央集権の行政や教育行政の重層構造を解消するというようなことも提言をされておられました。今、政府は本当に様々な教育改革の旗を振り、

グローバル人材などの政策誘導的な予算も次々としていく、一方で地方交付税は相当締め付けがされていて、そうすると教育予算の確保をしようと思うと、国が旗を振るそういう予算の獲得をして国の教育改革に沿ったというようなものになるような力が既に働いているんじゃないかなというように思っているんです。この上、国が教育振興基本計画を作った、地方自治体はその国の計画を参酌して大綱を作ることが義務付けられていくと、これはいよいよ上意下達が強まるということになると、これはいろんな問題が起きてくるんじゃないかという問題意識を持っています。そういう国とについて御意見を伺いたいと思います。

○参考人(木村孝雄君) 全体的なコメントは今ちょっと差し控えていただきたいと思うんですけど、やはり中核市教育長会としては、一番の重層構造、ねじれ現象として地域主権に大きな疎外感を持つておるのが人事権なんです。

○田村智子君 人事権。

○参考人(木村孝雄君) ええ。この人事権につきましては、義務教育の責任は全て市町村にあるんですけど、この人事の権限は県が握っているんですよ。そこに大きなねじれ現象があつて、一般社会とは全く違ったそういう構造が厳然としてありますので、その辺を、どのようにこのねじれ現象を解決して、せめて義務教育だけはやはり基礎自治体に権限と責任と、もう当然、責任には権限も付いてきますので、その辺を与えてほしいなと、それが地方分権につながっていくということの中核市教育長会では今強く要望している、その思いが一番今入っているところでございます。

○田村智子君 終わります。ありがとうございます。特に義務教育の分野でより現場に近い市町村のところを本当に大切にというのは重く受け止めたと思います。

○委員長(丸山和也君) 以上で参考人に対する質疑は終わりました。

参考人の皆様一言御挨拶を申し上げます。
本日は、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきました。誠にありがとうございます。
委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(丸山和也君) ただいまから文教科学委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、参考人の皆様から御意見を伺うことといたします。

午後は、横浜市教育委員会委員長今田忠彦君、兵庫教育大学長加治哲也君、秋津コミュニティ顧問・習志野市立秋津小学校PTA元会長・文部科学省コミュニティ・スクール推進員岸裕司君及び日本教育政策学会会長・元明治大学教授三上昭彦君の四名の方に御出席をいただいております。この際、参考人の方々に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

参考人の皆様には忌憚のない御意見をお述べいただきまして、本案の審査の参考にさせていただきます。と存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、暑いですが、もしあれでしたら上着を脱いでいただいて結構でございます。

本日の会議の進め方でございますが、まず、今田参考人、加治佐参考人、岸参考人、三上参考人の順でお一人十五分程度で御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、参考人、委員とも御発言は着席のままです。

結構でございます。

それでは、まず今田参考人から御意見をお述べいただきます。今田参考人。

○参考人(今田忠彦) 今田でございます。

今日はお招きをいただき、大変光栄でございます。拙い経験でございますが、法案審議の参考にしていただければ幸いです。

簡単なレジュメを用意させていただきましたので、それに基づき意見を発表させていただきます。

まず、自己紹介でございますが、私は、平成十五年の四月に教育委員に就任をいたしまして、ちょうど十一年を超えたということでございます。平成十八年からは、教育委員会の委員長ということを、お役目いただいております。八年弱になります。

横浜市の基本データということで書かせていただきました。

学校数が約五百十校、それから、児童生徒数が約二十七万五千人、ここにはちよつと書いてございません、教職員数ということで、これは約一万六千人ということでございます。大変大きな規模の学校現場があるということでございます。

教育委員は六人、平均年齢六十三歳、女性が四名でございます。委員会の開催頻度というように、月二回、十時から十二時まで、原則公開でございます。人事案件等は非公開でございます。年度末になりますと、いろいろ人事の関係の議案が多いので、非公開の件数が多くなっております。毎回傍聴者がございます。別途、その後、次回へ向けて、あるいは懸案事項等の勉強会をやっているというのが実情でございます。これとは別に、委員の自主的な勉強会を月一回、第二金曜日に開催をしておるということでございます。そのほか、スクールミーティングということで、全員での学校訪問、これが年に四回ぐらいございます。それから、各自の自主的な学校訪問。小、中の違い、地域の特性、あるいは校長先生もいろいろなタイプの方がおられるんだというよう

なことを、我々実態的に感じるわけでございます。今回、この現行制度に対する感想ということで書きました。

私が就任しましたときは、各教育委員の机と椅子というのがございまして、教育委員長の机はございまして、大きなソファと委員長の机はございまして、これじゃなかなか深い議論もありませんでしたし、これでは駄目だなと、まさしく単なる追認機関だというふうな思い、自主的な学校訪問、積極的な情報収集等、学校籍に知り合いが少なかつたもので、その辺苦労をいたしましたけれども、そういう格好で取組をいたしました。生意気なようでもすけれども、心ひそかに決して名譽職的な教育委員にはなるまいというふうな思つて心掛けました。

今回、法案の改正が、御議論があつて、権限と責任というふうなことが、制度論がターゲットになつておりますけれども、私はもう少し多角的な視点からの議論が大事ではなかつたのかな、どうすれば公教育の質を高められるというふうなことの議論がもっとあつてよかつたのかなと生意気にも思つております。

あわせて、中教審の制度部会で、やはりその都市の規模、成熟度、そういうのがいろいろある、これを一律に議論することはなかなか難しいなというふうな思いました。現行制度に対しては、一部改善の余地はあるものの、本質的にはかなりよくできた制度じゃないかと。教育長を社長、教育委員長を会長というふうにと考えると、大きな組織ではそういうものもある。いずれにしても、問題は運用する人たちの相互の信頼関係、首長、委員会、学校現場、これの信頼関係をしっかりと確立する、その上で真剣さ、緊張感、使命感、責任感、こういうものを持つてやつていくことが大事じゃないかなというふうな思っております。

二枚目でございます。

現行制度のメリットということで、大きく三つ書きました。

教育委員が非常勤で、ある種の身分保障があること。これが首長と一定の距離感、教育委員の立場でより主体的、客観的に判断ができるというふうな思っています。

私の事例でございますけれども、中学校の歴史・公民教科書採択、これが、先生方は皆さん御承知のとおり、教育の世界ではかなり大きな話題を呼んでいる事項でございますけれども、我々も全体での勉強会、読み比べ、各自の自主的な勉強、そういうものをやりまして、教育委員としての権限と責任に基づいて判断をいたしました。教育長と異なる採択になりましたけれども、そこで、ある意味で教育委員会の首長からの独立性といひますか、ある意味で、少しオーバーに言うところ政治的中立性を確保できたのかなというふうな思っています。

委員長も、委員長もというふうにあえて書きました、責任者であること。中教審では諮問機関云々というふうな話もありましたけれども、いざれにしろ、事務局の判断に対するある意味で二重チェックの機能をやつぱり果たす役割がある。これも少し我々の事例でございます。身内の恥をさらすようで恐縮なんです、通知表の誤記載等が頻発しまして、通知表の保護者への事前確認というふうなことをこれは事務局の方でやりました。このあれに対して、委員長として緊急に教育委員を招集し協議、早急に方針の変更を決定をいたしました。これは、教育委員長としての、ある意味では日頃の事務局とのコミュニケーション不足という大なる反省もあるんでございますけれども、それを踏まえて議会やあるいは校長会の先生方にもおわびしたということがありました。委員長も責任者であることのメリットの一つであらうと思っております。

それから、合議制の執行機関であること。これはやはり教育委員、レーマンコントロールということですが、その豊かな経験、専門性を生

かした広範な角度からの議論の展開、その中で事務局の幹部職員の皆さんがいろいろな施策の方向性に関する反省やヒントを学んでいる。委員会が執行機関であるという権威をそこで持つていることに、やはりこういうものが生かして得るんだなど。いずれにしても、横浜の場合とは大きく大規模な学校現場、連日何かが起こる。保護者対応、マスコミ対応、そういう意味でいくと、やはり原点に返つての本質的な議論をやる場合には時間的な余裕が必要ですが、そういう意味で、そのサポートとか指導をする役がきちつと今の制度の中には担保されているように思っています。

現行制度のデメリットということで書きました。委員長の立場の組織上の分かりにくさ、これが今回の法案の提出の出発点だったろうというふうな思っています。教育委員会の職務権限は法律上確かに明記されておるんですけれども、実務上、事務局職員は教育長の教育委員に対するスタンスに大きく影響を及ぼして、情報伝達のスピード、質、量、そういうものに大きな変化がある。これはある意味で、聞いていなかったというふうな話になつて意欲の低下につながるような、この委員長の立場の組織上の分かりにくさというのはあるかなと思っております。

三枚目でございます。改正案についてということで、大きく五つ書きました。一番最初に、教育委員会を地方教育行政の執行機関としてどう置かれたこと、これはやはり評価すべきだと思っております。教育という機能の重要さ、影響力の大きさ、奥深さ、そういうものを考えると、政治的プロセスにより任用される首長から一定の距離感を保つこと、このことは先ほど申し上げましたメリットというものをしっかりと担保してくれているんじゃないかというふうな思いました。

それから今回、教育長の任命に議会同意を要することとしたこと、これは既に実態上もそうなん

ですけれども、それを形式上明確にした。そのことによって議会側も人選の重要性を一段と喚起されたでしょうし、慎重になる。それから、首長さんもある意味で政治感覚を問われるということでも寧ろ任命がなされるであろう。選ばれた教育長も学び続ける教育長としての自覚につながるのではないかと。ただ、大きなところですから、なかなかこの人選が、教育と行政の両方の世界が分かる、それを踏まえて謙虚に自信を持ってかじ取りできる人を選ぶというのはなかなか大変かなと思います。

三番目に、常勤の教育長が教育委員会を代表するとしたこと、これは先ほども申し上げましたけれども、組織のありようとして無理なく自然かな、分かりやすいかなというふうに思います。いずれにしても、権限の所在が明確化になると思います。私自身は、今まで委員長ということでして、自分に言い聞かせましたのは、日常のことは委員長が責任者、大きな方向性に関わることは委員長も責任者というふうなことで自分には言い聞かせて、今まで取り組んでまいりました。

今回、総合教育会議を開催して実質的な議論を行うということですが、これは違う角度でいけば、民意を得た首長という立場にも配慮された制度のありようかなというふうに思いますが、横浜なんかの場合、既に常時、教育長と市長がある意味で連携をやっております。そういう意味で、その丸の二段目に書いてあるような、児童生徒等の身体保護など緊急事態への対応について協議というのは、少し時間的になかなか調整等が大変だなというふうな気がしております。

それから、首長が策定する大綱に基づく教育行政を執行していくことということ、この場合に、首長と教育委員会の方性が食い違った場合、現実問題としてどうしていくのかなというふうなことがあって、この辺は制度の運用に当たり一層の配慮が必要かなというふうに思います。限られた時間ではしよってありますけれども、最後のページでございます。法案に明文の規定は

ないけれども留意すべきと思われる事項というところで幾つか書きました。

一つは、スペシャリストとしての教育長の育成。これは、教育長の位置付けが一段と高まることに伴い、一層、見識、情熱、覚悟、経験年数が求められる。慎重な人選が必要だということでは、やはり今までは、教育問題等については委員長が多少、年のいった部分、教育的立場からのフォローというものがなし得たと思っておりますけれども、この両方の世界を分かつて謙虚に自信を持ってやっていくというのはなかなか大変。そういうことでいけば、採用時から教育行政職として採用する、あるいは将来の教育長候補として育成する、そういう長期的な戦略というものは是非大事なことなのかなというふうに思います。

二番、三番は、これはちよつと両方ともリンクする話ですが、これはもう教育委員の使命感、責任感、それがしつかり発揮できるよう、執務環境の問題、それから日頃からタイムリーな情報提供がなされるようなシステムというのをつくっていくことが大事なかなと思います。

それから三番目に、これはもう事務局も、それは教育委員自身がそれだけの専門的な知識を持っているという前提で、知恵を借りる、知見を引き出すという姿勢になる。価値観が多様化した時代ですから、そういう謙虚な取組が必要かなと思います。

最後になりますが、この改革案の中では是非これは今後また考えていただきたいのは、教師の職場環境、処遇の改善。やっぱり学校現場への思いというものを是非これは忘れないでいただきたい。やはり、何といつても、一番最後に書きました、子供たちに最終的に対応するのは学校の現場の先生でございますので、そういう先生が、優秀な若者が教師を志すような職場環境、処遇というもの的大事。それらがあって、両者の一体感、連帯感というものが醸成される。いずれにしても、横浜なんかの場合には規模が大ききうございますので、一つのある意味で別の

世界になっていきますので、単純に権限と責任の明確化が図られて公教育の質の向上というのはなかなか容易じゃない。このところには是非またいろんな角度で御支援をいただきたいというふうに思っております。

あと最後に、職場の環境、処遇の改善ということでは、多忙感の解消というような意味で、これは小学校では学校の先生の数、あるいは中学校では部活の問題、横浜の場合はＩＴの整備というものに対してまだひとつ十分ではないところがあまして、そういうところへのまた様々な支援というものはお願いをしたいというふうに思っております。

時間の関係で、こういうことで取りあえず意見発表とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長(丸山和也君) ありがとうございます。加治佐参考人、お願いいたします。加治佐参考人。

○参考人(加治佐哲也君) それでは、どうも失礼いたします。

私は、教育行政の研究者として、また現在は国立大学の学長職にあります。国立の教育大学でするので、日本全体の学校や教育行政の改善に貢献すると、そういう立場からも申し上げてみたいと思います。

レジュメを用意しておりますので、それに即してお話ししていきたいと思っております。ページは打っておりませんが、この順番でお話ししていきますので、どうぞ御参照いただきたいと思います。

大きなタイトルとしましては、今回の教育委員会改革と、特に教育長の、今もお話がありましたけれども、力量向上に焦点を当ててお話ししたいと思います。

関わりを持っているのかということです。それから二つ目が、これまでそうでしたけれども、特に重要になります教育長の力量向上を図るためにはどうしたらいいかと、このことについて少し踏み込んで発言したいと思っております。

教育長の力量向上については、昨年十二月の中教審の答申でも、自己研さんに励むような学び続ける教育長像と、そういうところが提唱されたところでもあります。

その二つのテーマに入る前に、次のページを御覧いただきたいと思いますが、簡単にちよつと原点に返って、教育委員会制度の理念を振り返ってみたいと思います。もう御承知のことだと思いたすが、私は四つほどにまとめております。

一つは、今回テーマといたしますレーマンコントロールですね。これは合議制教育委員会が具現化しなきゃいけない。要するに、民意を代表する、民意を吸収して教育委員会の意思決定に反映させるという役割であります。

それから、教育行政の特質は、二番目ですけれども、学校教育に対して専門的な指導が特徴であります。学校の教員も当然学校教育をつかさどりますから専門職ですけれども、それを指導する教育長や指導主事をもっと専門職であると、そういう位置付けが基本的に要るんだということです。これも理念になっているということですね。

それから、地方分権です。地方の公教育は、全ての自治体に教育委員会を設置して、そこが専ら担当するというものになっているところ、この分権化が表れているということです。

それから、教育行政の一般行政からの独立は、日本では行政委員会として、首長部局から一定の独立を持つ機関として教育行政を行っている。つまり、教育委員会が行政委員会として行っているというところに表れているということでもあります。

私は、この理念のうち一番と二番について検討してみたいということであります。それでは、まず一番目のレーマンコントロール

これに、実はここが非常に大事なところなんです。が、はつきり結論を申し上げます、機能しないと思います。なぜかといいますと、一つの理由は、昔と違って、教育行政、学校教育というのは極めて高度化、複雑化、専門化しているわけです。いじめ問題、不登校の問題、解決、簡単ではありません。教科書採択するのに難しい教科書を読み込まなければいけない、何種類もある。ICT教育も導入される等々、さらにはまた、小学校に外国語活動もある。つまり、先生として優れた人はどういう人か、例えばそういうこと一つ取っ

ところが、その次にありますように、じゃ、それに国や自治体が手をこまねいてきたかということ、そんなことはなくて、国の方も中教審答申等で様々な活性化策を、そこにずらつと書いてありますけれども、出しているわけですね。自治体によつては非常に努力しているところもあるわけです。毎週のように教育委員会を開いて活気を出そうということもあります。ありますけれども、それはあくまで少数派であつて、極めて限界があるんだということでもあります。

そこで、次の紙になりますが、レーマンコン
トロールと新教育委員会制度ということです。
じゃ、この新しい教育委員会制度の下でレーマ
ンコントロールをどう考えるべきなのかということ

ますか。成果が大事なんだということですね。それが検証されていかなきゃいけないんですが。

ただ、その成果を上げるのに、今回の改革でやはりポイントを握っているのは、先ほどの御指摘もありましたように教育長や事務局であるわけです。具体的に教育行政を遂行する教育長や事務局であるということになります。今回、教育長は教

二番目の能力としては、これが大事だと思います、ますます大事になると思います。要するに、ビジョン創造能力、政策やビジョンを作る能力があるかどうかということです。地方教育行政機関として教育委員会の政策や予算、将来構想、ビジョン、これを作り出す力、あるいは評価して改善する力ですね。同時に、それが機能するためにコミュニケーション能力が必要です。共有化しないといけません。

さらには、三番目には、これが昨今問題になったわけですが、合理的組織運営能力となっていますけれども、教育委員会を安全に効率的に運営する能力とか、学校、社会教育機関を安全に効率的に管理する能力、具体的には教職員人事とか学校予算、そういうことになります。さらには危機管理能力ですね。やっぱり教育法規や財務そ

の他等々の知識に、あるいはその応用能力に通じていないとこれはできません。

さらに四番目が、これが特に今回の改革で必要になると思っていますが、様々なステークホルダーとの関係構築能力、これは言わば政治的能力だと言っていると思います。首長と協働して、議員、関係団体、地域住民、保護者などと交流し、政策や事業への支持、支援や信頼を獲得する能力ということでもあります。

このように、非常に幅の広い高度な能力が求められるのが教育長職です。繰り返しになりますが、明らかにこれは高度専門職だということですね。今回の改正法では、以前になかった教育長の資格要件ができました。これは、要するに教育行政に対して識見があることと、こういう表現になったわけですね。抽象的ではありませんけれども、一歩前進であるというふうには思っております。

そういう教育行政について高い識見を持った方をこれからつくっていくかなきゃいけないんですが、それにはどうしたらいいかということですね。戦後すぐは日本にも教育長の資格要件とか免許状というのがあったんですね、アメリカの制度に倣って。これを復活するということもあると思います。そうしかし、簡単にはいきません。それから、教育委員会によっては選考方法を工夫しているところもあります。推薦制、公募制ですね。特に私がこれから簡単に申し上げたいのは、現職の教育長の研修を充実させる、特に新人教育長ですね。それから、大学院においてこれからの教育長候補者を計画的に養成すべきじゃないかということでもあります。

その下二つにつきまして、次のページから兵庫教育大学の取組ということになります。

国立の教員養成大学としてこういうことに取り組むことは一つのミッションだろうというふうに考えて今やっているとあります。ずっと、時間がありますのでざっと見ていただいただけになると思いますが、教育長能力開発研究、文科省から委託

研究を受けてやっていらっしゃるのです。

ちょっと注目していただきたいのは、その教育長能力開発研究というスライドの右側のところに縦軸、横軸書いたものがあると思います。つまり、維持、変革、横軸ですね。それから、縦のグリーンが統率、調整ですね。全国の教育長や首長さんにアンケートを取ってこれ分析してみると、こういう結果が出るということですね。つまり簡単に言うと、日本の教育長の過半数は維持型です。変革型は少ないですね。だから、変革型にまずは変えないと教育行政は変わらないということになります。

それで次に、学びの流れとありますが、こういうことで、Cプログラム、Bプログラム、Aプログラムですね。Cプログラムというのは大体全員の方に受けていただく、さらに、その中から教育長候補者になる方にB、Aを受けていただくということになります。

次の紙になりますが、Cプログラムではこういった内容のものをやるということですね。さらに、Bプログラムではこういう知識や理論をこういう多様な科目についてやるということですね。Aプログラムは実際に実習をやっていたら、インターンシップをやっていたら、そういうことになります。

そして、最後の紙になりますが、実施のシステムとしては、兵教、兵庫教育大学を拠点にして、Cプログラムは様々な大学と、あるいはセンターと協力しながらやっていきたいということですね。Bプログラムにつきましては、兵庫教育大学の神戸のキャンパスを拠点にライブ講義や、ビデオのオンデマンドの講義等ではないにしろやるようなこともやっていきたいということですね。

こういう計画的な育成への議員の方々の御理解、御支援をお願いいたしまして、私の報告いたしたいと思っております。
○委員長(丸山和也君) ありがとうございます。次に、岸参考人、お願いいたします。岸参考

人。

○参考人(岸裕司君) 多分唯一の民間人じゃないかと思いますが、今日はお呼びいただきましたありがとうございます。ありがとうございます。

僕の資料を見ていただきたいんですが、私は、コミュニティ・スクールをツールとし、その先のスクール・コミュニティを指すというタイトルでお話しさせていただきたいと思っております。

自己紹介になりますが、私はたまたま幸いにも三人子供を持つことができて、その子供が通いました習志野市立秋津小学校というところのPTAの役員、会長を含めて七年間経験しました。

それから、第二点の秋津コミュニティというものは、生涯学習推進団体を小学校区につくりまして、秋津小学校の中に事務局があって、同時に市との半官半民のようにつくった秋津小学校コミュニティ・ルーム運営委員会というのをつくって、いわゆる余裕教室を四つ、それから子供の減少で生じた花壇、余裕花壇ですね、それから陶芸窯というのが使われていなかったのを陶芸窯、この三つの学校施設を借りて運営しています。その場所は生涯学習の拠点、そんな位置付けで活動をしています。

それからもう一方、僕個人の立場なんですけど、今申し上げたのは全て地元のボランティアであって食いぶちにはなりません。私は、東京で広告デザイン会社を営んでいるビジネスマンなんです。ですから、PTAの役員を受けたときにビジネスの発想法を導入しました。どういうことかといいますが、ウイン・アンド・ウイン、私ももうけるけれども、あなたももうけましょう、ですから保護者にもメリットがあり、教職員にもメリットある、そういうPTA団体に改革していったことが千葉県最初のコミュニティ・スクールに、学校運営協議会制度に指定されたところにまで行き着いた大本であつたろうというふうに思っています。

それじゃ、資料に沿って、一枚目の下段になり

ますが、国の最新動向ということで、色字で書いたところ、つまりコミュニティ・スクールを一割に増やすとか、それから学校支援地域本部事業、学校、家庭、地域の三者の協働体制の在り方、こういうキーワード、地域とともにある学校づくり、学びの場を核とした地域コミュニティの形成とか、こういったことは甚だ自慢めいて恐縮ですが、秋津モデル、我々が取り組んできたこととしては全て実施済みだというふうに思っています。

その実践を前段で紹介し、その後に、これらを推進するための関連の法それから課題というものを概観していきたいというふうに思っています。

それじゃ、ページを開けていただいて、二ページ目の上の方は今までの歴史です。秋津小学校は、三十四年前の一九八〇年に東京湾の埋立地に幼稚園の併設とともにできました。幼稚園長は校長が兼務いたしております。現在までに特活できるようなことを赤字で書きました。一九九〇年に、市より生涯学習研究指定校になりました。このことによって、保護者研究部会をつくってくださいうことが学校よりPTAに要望がありまして、今日までつながる原点になったと。つまり、教職員は三年の研究指定が終わると、言ってみれば元のもくあみに戻るんですけども、巻き込まれていった保護者や地域住民というのはそこに住んでおりますので、それをより発展したいということを提案して、秋津コミュニティといます先ほど申し上げた生涯学習推進団体をその後につくり、その具体的な活動場所としてその二年後に、一九九五年に先ほど申し上げたコミュニティ・ルームを開設していただきました。この際に大切なのは、鍵を住民が預かり、現在は五十一人の運営委員のうち十五人が預かり、朝の九時から夜の九時まで三百六十五日利用することができま

す。それらの延長にコミュニティ・スクールの研究指定を、当時の文部科学省、文科省から受けて五年間やりまして、二〇〇六年にコミュニティ・スクールに指定された。ですから、コミュニ

ティ・スクールに指定されたからこうなったんではなくて、元々やってきた延長上にコミュニティ・スクールに指定されたというふうに我々は理解しています。

これらの詳細については、別紙としてお付けさせていただきます。秋津小学校と秋津コミュニティの歴史のチラシを持参しましたので、後ほど御覧いただければと思います。

ここから我々がやっていることですけれども、秋津実践は大きく分けて三つあります。二枚目の下ですが、第一点は授業や行事を住民と協働して生涯学習を行う。授業や行事の中には、一番下に書きましたが、学習支援ボランティア、環境支援ボランティア、安全支援ボランティア、情報支援ボランティア、大きく四つ分けて、ここにおよそ二百人ぐらいが登録して、年間で延べ二万人が参加しております。

この在り方は、学校に使われる下請ではなくて、保護者や地域住民の主體的な生涯学習活動であるという位置付けにしております。つまり、学校教育でもあり、社会教育でもある、又は学校教育でもあると同時に地域社会をより良くしていく、この方法を学社融合というふうに呼んでおりますが、その方法を適用しております。

第二番目に、三枚目の右上になりますが、今申し上げた開放施設を住民が運営して生涯学習を行う。これが年間で使用が一・三万人、人口が七千人ほどなんですが、かなりの数の人たちが使っています。特に、お父さんたちがたくさん出ているのがうちの特徵で、ワークラブというサークルであるとかパソコン倶楽部というサークル、あと、敷地も借りておりますので、うらの畑というサークルで花や野菜作りなどをしています。

その中の一つに、秋津・地域であそぼう、今で言う放課後子供教室、これも十年続けておりまして、二枚目の下になりますが、十年続けていた結果が、今年高校一年生になった子供たちが、始めた頃は小学校一年だったわけですが、子供たちからの要望で、先日、高校入学パーティーと

いうのをコミュニティルームで老若男女合わせて行うことができました。

つまり、保護者や地域住民というのは、そこに住み続けているので、長らく子供たちの成長を見ることができると同時に応援することができ。こういうやり方を私たちはスクール・コミュニティと呼んでいます。コミュニティ・スクールは学校運営だけの改革、我々は学校を拠点にした生涯学習コミュニティをつくっていきたい、そう考えてスクール・コミュニティという名前にしています。

四ページ目の上になりますが、防災・被災訓練を兼ねた一泊キャンプというのを夏休みに毎年行っています。一九九五年一月十七日の阪神・淡路大震災の経験から学び、私たちも同じ年にコミュニティルームを鍵まで預かって開設できたので、いざの際に学校をきちんと避難所として使おうということで、一九九七年から今日まで続けてきました。

その結果、その下になりますが、さきの三・一のときには、実際に地域住民が鍵を開けてお年寄りを中心に避難所生活を行いました。そのときに先生たちはどうしていたかといいますと、帰宅難民になった保護者の子供、約三十人いましたから、金曜日でしたので、体育館に集めて先生方は子供の世話だけに集中することができました。つまり、住民自治により学校を避難所としてきちつと機能させること。全国に三万の小中学校があるわけですから、恐らくこういう仕事の発想法は首長でないとできないと思います。教育長さんには住民の命と財産を守る義務というのはありませんから。

それらの延長に、第三番目にやっていることは、子供の縁と書いて私たちは子縁という造語をつくりました。なぜかという、現代社会は血縁関係は崩壊、地縁関係もほとんど使えない、だけれども子供がいるじゃないか。独り暮らしのおじいちゃんはお寂しいです。だから、運動会近くになると、わざわざ学校に電話して、うるせえと言う

んです。だけれども、地域の孫と手をつなげる関係になったら、全く変わります、かわいいなと。こういう縁を我々は子縁として、子供さんがいらつしやらない人ほどつなげていこうと、そういう場所として学校は一番すばらしい場所です。考え方になりますが、それらを行っていくためには融合という発想をしないと難しい。右の下に図がありますが、右の下はウィン・アンド・ウィン、融合と書いた円が二つ重なり合っていると。学校が困っていること、地域が困っていること、両方を上手に合わせると、両方にメリットが生まれる。両方にメリットが生まれるから長続きする、そういう関係性で一つ一つつくってききました。

その次のページの上を見ていただきたいんですが、この図は私が作ったものですが、横軸が一年三百六十五日、縦軸が一日二十四時間。学校はどれぐらい使われているかといいますと、朝の八時から夕方の四時ぐらいまで、いわゆる公立の小中学校の場合ですが、横軸でいうと二百日間、学校完全週五日制。そうすると、一年三百六十五日掛ける二十四時間の八千七百六十時間で割ると、たったの一八％、千六百時間ということになります。逆に、使われていない放課後、さらに年間百六十五日の九々使われていない時間を比率でいえば、年間の三六％も使われていません。もったいない。日本全国に小中学校を含めて三万もあるこれらの施設開放を是非進めていただきたい。

スクール・コミュニティの目的には二つあって、一つは誰でもがいつでもどこでも学ぶことができる生涯学習と生涯スポーツのまち育てに寄与する学校と地域をつくること。第二番目には、誰もが安心して安全に学び働き暮らせるノーマライゼーションのまち育てに寄与する学校と地域をつくること、こんなふうに考えながら秋津では様々なことを進めてきました。

時間になりましたのでこの辺で終わりたいと思いますが、関係法として、教育基本法の第三条、

生涯学習の理念、それから第十三条、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力、その具体化の国の施策が学校支援地域本部事業であり、コミュニティ・スクールであり、放課後子ども教室だろうというふうに思っています。ありがとうございます。

○委員長(丸山和也君) ありがとうございます。次に、三上参考人、お願いいたします。三上参考人。

○参考人(三上昭彦君) 御紹介いただきました三上昭彦と申します。

本日は、このような発言の機会をいただいたことに感謝したいというふうに思います。

私は、一九七三年から四十年間、明治大学で研究教育に携わってきました。昨年の三月に定年退職いたしました。現在は幾つかの教育関係学会などの役員を務めています。一人の研究者として研究を続けていますけれども、専門は教育行政とか教育政策、教育法など、教育の中ではどちらかというと固い部分といえますがハードな部分をやっていきますが、教育委員会問題というのは私のずっとライフワーク的なものとして続けてきた一つの大きな関心のテーマであります。

それで、振り返ってみますと、四十年間ぐらいこの教育委員会問題、研究対象にしてきたんですけれども、教育委員会問題というのはやはりなかなか難しいなという、そういうのを改めて今つくづく感じております。

それは、教育という問題が、これは全ての子供たちを含め、その親たち、それから国民たち、様々な分野の人たちですね、これの共通のやっばり関心であることから、当然そこに様々な考え方の違いが出てくるわけです。これは政治と教育という言い方をしますけれども、恐らく政治の問題についてもその限りでは似たような部分を持っているだろうと思います。ある意味では、双方ともある理想を目指すところとしますけれども、しかし、現実とはなかなかその理想とのギャップというか乖

離といえますか、そういう問題があるわけですし、しかし、教育の問題は、これはいろいろな形で言われていますけれども、やっぱり人間が人間になっていく上でまさに不可欠の事柄ですね。

つまり、教育を受けること、学習すること、我々の用語で言えば、学習権はまさに基本的人権の中心であるという、つまり、ほかの様々な基本的人権というものがございましてけれども、それを責任を持って、あるいは積極的に行使していくということ、主体的に行使していくということ、考えた場合に、これはきちつとした教育を受けることなしにそれを十全に行使するということは非常に難しいわけですから、ある人は教育を受ける権利あるいは学習権というのは人権中の人権であると。特に、子供や青年の発達途上にある者たちにとってはそういうことが言えるんだらうというふうに思ふんですね。その教育という事業を言わば、公教育ですね、公共的な教育の事業をどういうふうに組織していくのか、組み立てていくのか、運営していくのか、そういう非常に大きな難しい問題がやっぱり教育行政の中心的な仕事としてあるだろうと思ふんですね。

〔委員長退席、理事石井浩郎君着席〕

ですから、公教育をどのように組織していくのかと、そうしたときに、そこには様々なものがあるファクターが関与をしてくるわけであって、あるいは、今日の最初の御意見を陳述された今田さんがいらつしやるそれこそ横浜市は三百七十万ですか、そういうほとんど恐らく四国四県の人口にほぼ近いというような状況ではないかというように思ふんですねけれども、その巨大な一つの市というようなものが一方であるかと思ふと、他方で、私はちよつと調査を行ったんですけども、東京都に属している恐らく最小の自治体である青ヶ島村ですか、村は今二百名を人口的に切っている、そういう自治体がおよそ千八百足らず、千七百幾つかあるという状況ですけども、置かれてある状況はちろん違ふというそういう問題ももちろんあるわけでありまして。

教育の問題は、先ほど言ったとおり、人間形成の問題に絡むと同時に、ある意味では、当然ながら、それぞれの国なり政治なり地域なり様々な分野のそれを主体的に形成していく主権者を形成していくというそういう面もありますし、経済学的に言うならば、それはある種の労働力、リソースといいますが、そういうものとして要求されるということになりますから、それぞれの分野が多様な要求を持ち込んでいく、それをどのように、何といいますが、統一しといいますか、バランスを取っていくのかというそういう問題がもちろんあつて、極めて複雑であるというそういうことが当然背景にあるんじゃないかというふうに今思ふわけです。

それで、教育委員会問題というのは、これは委員の方々、既に周知のことかと思ふますけれども、今年で六十六年目ということになります。日本に設置されて六十六年目です。ただ、一口に教育委員会問題と言っても、私の言い方をするならば、そこには三つの教育委員会が歴史的には存在したということでありまして。

第一の教育委員会は、法律との関係でいけば、一九四八年、昭和二十三年の教育委員会法によるいわゆる公選制の教育委員会制度ということでありました。これは約八年足らずの短命に終わりました。御存じのように、一九五六年、昭和三十一年に、現在の法律名である地方教育行政法が教育委員会法を廃止して生まれたということになるわけですね。

この教育委員会法から地方教育行政法への変化は、私は非常に重要な極めて大規模な改編であつたというふうに考えておられて、いろいろ見えてきますと、今日問題になっている諸問題の少なからぬ制度的な問題は、この地方教育行政法によつて新しく再編、改編されたそういうものに制度的な要因を持つていたというのが私の受け止め方ではあるわけですけども、そのいわゆる任命制の教育委員会制度というのがその後今日まで非常に長い間続いてきております。

ただ、もう一つ実は忘れてならないものは、戦後、一九七二年まで本土から切り離されていた沖縄において、御存じの方もいらつしやると思ひますけれども、沖縄の独自の教育委員会制度というのが一九五八年から約十五年間、本土に復帰するまで実は存在したわけでありまして。

詳しいことはもうとても触れることはできませんけれども、そういうふうな私は三つの教育委員会制度というふうなものをやっぱり歴史的に一方で見詰めながら、それぞれを構成している原理というものはどういふものであるかというふうなことも少し考えて、ずっと考え続けていたわけでありまして。

今日、ちよつと横道にそれまして時間がなくなつてきましたけれども、私の基本的な発言の趣旨は、やはり今抜本的な教育委員会の改正が必要だといふようなものが文科大臣による法案の提案理由説明でも言われております。もし、そうであるとするならば、やはり最も重要なことの一つは、先ほど加治佐参考人も触れられましたけれども、教育委員会のそもその理念、本来の目的と精神とは何かというふうなものにきちつと立ち返つてみるということはどうしても必要なんじゃないかというふうに考えるわけなんです。僅か六十六年という言い方もできますし、しかし六十六年は、つまり半世紀をはるかに超える様々な実践なり問題がそこにあつたわけで、それからいろいろな改革も積み上げられてきたということになりますから、その基本的な原点に触れながら、六十六年の歩みをしつかり踏まえる必要があるんじゃないかということでありまして。

そのときに、私はずっといつも注目しているのは、今から三十年前になりますけれども、一九八〇年代の半ばに中曽根内閣の下で設置された臨時教育審議会、いわゆる臨教審ですね、それが一九八六年第二次答申の中で、おおよそ次のようなことを言っているわけですね。

今、教育委員会の形骸化とかいろいろなことが言われていますけれども、既に三十年前に臨教審の第二次答申は、各地域の教育行政に直接責任を持つ教育委員会は、合議制の執行機関としての自覚と責任感、使命感、教育の地方分権の精神についての理解、自主性、主体性に欠けていると。制度として形骸化していたり、活力を失つてしまつていくものが少なくない。この制度の本来の目的と精神に立ち返り、生き生きとした活動を続けていく教育委員会の優れた経験を交流し合い、歴史的経験を冷静に踏まえて、この制度を真に再生し、活性化させるための国民的合意の確立が必要であると、こういうふうに提言したわけですね。

こういう教育委員会制度の現状診断というのは、それまで中教審も含めて一度も出されていなかったわけですから、私はこれはある意味では画期的な、非常に鋭い指摘だろうというふうな考えました。

それで、臨教審は、基本的にはその歴史的経験を踏まえて、本来の目的と精神に立ち返つて、それで教育委員会の優れた交流を合して、その中から教育委員会を改めて再生し、活性化していく、そういう国民的な合意を十分な時間、議論をしてやっていくべきじゃないかと、こういうふうな提言したわけで、私はこれに非常にこの基本的な視点について賛成であつて、この考え方はまさに今日においてもますます必要になっているんじゃないかというのが、私の言わば今日一番言いたかったこととさせていただきます。

しかし、それではそもその教育委員会の目的と精神とは何かというふうなことについては、先ほど加治佐さんの方から教育委員会制度の理念というのは四点到つたて出されておりましたけれども、これは具体的にはやっぱり教育委員会法の第一条の中で述べられて、旧教育委員会法ですね、言われているわけで、時間がないので改めて読み上げませんけれども、私のレジュメの二ページの下になります。そこに書かれています。

それから、当時、第二国会になりますけれども、森戸文部大臣、当時の文部大臣が非常に丁寧な教育委員会制度の理念についてうたった説明を

しています。そこで我々が注目すべきことは、今日政治的中立性というようなことが盛んに言われていますけれども、教育委員会法の制定過程の中では、教育の政治的中立性という事柄がキーワードとしては必ずしも強調されていなかったわけですね。それに代えて、つまり教育の自主性、自律性という言葉であるわけで、私の捉え方から言うならば、やっぱり教育の自主性というものを保障するために、つまり教育活動の自主性です、もっと具体的に言えば、そのために、やっぱり教育が政治や政治以外の諸問題、様々ないわゆる不当な支配に関わってくるという問題があるわけであって、それは官僚的なものでもありませんし、これは議論もありますけれども、法というのがどこまで教育を規定できるのかと。つまり、法で規定したものはこれはイコール政治的には中立性だという、こういう議論もどうもあるように思いますけれども、必ずしも教育のこの本質から見たときに、教育の自主性、自律性という問題から見た場合に、つまり、法はどこまで教育を規定し得るのかという、これは教育の特に中身の問題に関わってそういう問題があるということであります。

時間が来ておりますので、そういう問題を私たちは改めてしっかりと確認して、その原点と六十六年間にわたる様々な実践、少し書いてはおきましたけれども、それに照らして、やはり今、私自身も、教育委員会の本格的な改正が必要だというのが私の立場ではありますけれども、それは先ほど言いました教育委員会のそもそもの本来の理念から遠ざかる方向ではなくて、やっぱりそれを今日の時点でより具体化していく方向であろうと。例えば、教育委員会の住民的な基礎という、あるいは住民代表制ですね、教育委員会全体が、やっぱり政治家が民意を代表するように、教育委員会が教育における民意を代表するという、そういうことを当初のあれに含めてもう一度考える必要があるんじゃないかと、そんなことを考えております。

以上で終わらせていただきます。

○理事(石井浩郎君) ありがとうございます。以上で参考人の皆様からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○二之湯武史君 自由民主党の二之湯武史でございます。

参考人の皆さん、お忙しい中お越しをいただきまして、ありがとうございます。

今回の教育委員会改革の流れというのは、やはり午前中も質疑がありました、大津の事件以降、いわゆる国民的な問題意識というものが広まったというふうに私は理解をしております。ただ、その一点で教育行政全般を語るというような、ある種の全体的な制度改革というふうに議論が進んでまいりました。

ただし、やはり各教育委員会において、同じこの法制度下においても運用等々が随分異なる。つまり、現制度下でも非常にうまく運用されているところもあれば、そうではないところもあると、非常に実態も大きく異なるわけですから。

まず、三上参考人にお伺いをしたいと思います。

我々の党でも、この教育委員会改革の議論の中で、非常にまず大きな観点から、つまり教育行政というものが、いわゆる首長部局に入るべき行政なのか、それとも、こういう教育委員会という行政委員会を首長部局から独立した形で立ち上げて、今おっしゃった、つまりそういういった俗の権力、つまり政治というのからある種の独立した行政委員会として執行するべき行政分野なのか、そういう大きなところからの議論がございました。

そういった中で、例えば権限と責任論という意味でいえば、やはり首長が、責任が最終的にはあるんだから権限も首長に委ねるべきだとか、一方で、そういった、今申し上げたように、政治というのから教育というのがある種独立するべきだ

と、こういったいろんな議論がありました。参考人はその世界の専門家として、教育行政の本質といえますか、位置付けというものをどのようにお考えか、これもちょっと簡潔で申し訳ないんですが、お答えいただければと思います。

○参考人(三上昭彦君) 今の御質問については、私のレジュメのようなものの五ページの最後のところに少し触れておきました。

今の御質問に対して端的に結論的に言うならば、私は先ほど最後にも強調しましたとおり、やはり教育とそのほかの一般行政の違いというのはあるだろうと、これはやっぱり認めざるを得ないだろうと。その違いのよって立つところ、あるいはよって来るところは、やっぱり教育という人間的な営為の持つているそもそもの特質であろうと。

やはり、ここにちよつと書いておきましたけれども、やっぱり教育という活動、人間的な営為が人間形成に関わり、あるいはその人間形成の中心を成していく価値観の問題とか世界観の問題にも関わっていくかざるを得ないものを持っていると。

それから、子供の成長、発達という、これはやっぱり専門的な様々な知識や手だてというふうなものの援助を持ちながら、つまり教育者が関わってその子供たちや青年たちとの人格的な交流を通して、てなされていく、そういう営為であるがゆえに、やはりそういう営為に対する行政もまたそこに特徴を持ち、同時にそれは、教育委員会法の提案理由説明でかつて森戸大臣が言ったように、機能的にも制度的にもやっぱり教育の自主性を担保する、そういうことが是非必要なんだという、これは戦前への強い反省を含めて言ったことであって、これが私はやっぱり教育学的に見ても、あるいは教育行政学で見ても重要な視点であるというふうに考えます。

以上です。

○二之湯武史君 ありがとうございます。続きまして、今田参考人にお伺いをしたいと思います。

今申し上げたように、この今回の教育改革の大きな流れというのは、あの痛ましいいじめ自殺の事件から大きな国民的議論になっていったというふうな思っております。そういった中で、じゃ、今回の我が党の改革案、今、三上参考人おっしゃったように、そういうものを踏まえて、やはりしっかりと教育委員会を執行機関として残すという案を我々は与党の協議として作り上げたわけですから、その中で、一番大きな問題となった迅速な危機管理、それと、そうした今回のあまた悲劇を生んだ教育の世界にあるいわゆる身内意識というものが、まさにガバナンスの風土といったものが現場において、若しくは教育委員会事務局内において変わっていく、これ

ももう大いに運用面、またリーダーシップの問題あると思います。今回の制度改革がそれに資する改革になっているというふうにお考えかどうか、これも簡潔によろしくお願いします。

○参考人(今田忠彦君) 正直、一番最初の紙に書きましたように、相互の信頼関係というものがきつたりないと、権限と責任の明確化だけ図っても、少なくとも横浜のように学校規模が大ききところは、やはり一つのそこに世界がありますから、やはり常時の日頃のしっかりと信頼関係というものを構築しておくということがまず一番、第一だろうと思います。ただ、教育委員会制度を残していただいたということは、これは教育の本質というふうな意味において大変意義深いことだというふうに評価しております。

以上です。

○二之湯武史君 ありがとうございます。今の御意見であれば、やはり今回のこの制度改革というのは一歩前進というのか、現状においては大きな前進をもたらす、そういった改革になっているというふうに理解をいたします。

続きまして、加治佐参考人にお伺いをしたいと思います。そういうふうになりますと、今回の改革のもう一つの大きな方向性というのは、つまり新しい教育長ですね。教育委員長と教育長を併せ

持った形で、しかも首長から、今までのように教育委員会内の互選ではなくて、市長、町長から直接議会の同意をもつて選ばれると、若しくは罷免もされると、そういう位置付けになったわけですから。これも、事実上は、現在の教育委員会制度においても、实际的に言えば教育長、事務方のトップである教育長が教育行政に日常的に責任を持って、裁量を持って動かしているということがありますが、それがしっかり法的に担保されたわけではございませんけれども。

参考人のプレゼンの中に、教育長をこれからやっぱり育成していく、そういうった教育機関若しくはプログラムが必要だというようなお話ありましたが、私も、現実的にこの社会を見渡して、今現時点でも教育長のなり手というのが、大きな自治体であればある程度確保はできるでしょうけれども、規模が小規模になっていくほどそういった教育長のなり手もなかなか見当たらないと。若しくは、今回の法制度によって大きく裁量を持った教育長たる能力や資質を備えた教育長候補者というものがこの社会に、今千七百余り自治体があるわけですから、少なくとも千七百人ぐらいいはいたただかなくてはならないわけですね。

そういう観点で、加治佐参考人が提示されている教育長になるべきカリキュラム等々こういったものを、現状のこの教育の世界を見渡して、そういった観点で何か懸念、若しくは、要はこれだけの権限を教育長に与えてそれをしっかり行使できる人材が果たしているのだろうか、若しくはそれがないならばどうしていかなきやいけないのかというような御所見というか御意見をお伺いしたいと思うんですが。

○参考人(加治佐哲也君) 現在、千七百人の市町村教育長がおられるわけですが、私自身は、皆さん見ていて、もちろん全部見ているわけじゃありませんけれども、熱意の高い方々は多いと思います。責任感の強い方も多いと思います。例えば、過去三年、兵庫教育大学は全国から市町村の教育長さんに来ていただいてセミナーを開い

ております。そこに来られる方の熱意は極めて高い。お互いの情報交換をして、地域の子供たちのために頑張ろうという姿勢が非常に高いと思います。

ただいかんせん、問題は、理念としては教育行政は専門的指導をするんだということが言われながら、その専門的指導をする専門家である教育長や指導主事についてのやはり養成といいますが、資質向上のための養成という視点がなかったということでもあります。だから、先ほどのいじめの問題もそうですし、それから学力の問題、その他様々な課題が高度化、複雑化している中で、学校の先生の力量を上げ、学校のプログラムを良くしていくためには教育行政の力を上げなきゃいけないわけです。

だから、首長が決めようが教育長が決めようが、いずれにしろ、教育行政が発する政策や施策、予算というものが優れたもので、あるいは指導が優れたものでなければいけない。そうするためには、やっぱりそういう専門家をひとつ本当に真剣にそれなりの資源を投入して養成すべき時期に来ているんだと思います。

もう一言だけ加えますと、教員を養成する、教員の資質向上を上げことは極めて重要です。ただし、教員を指導する校長の資質を高めることは、数が少ないからまだより容易。さらに、その校長を指導する教育長を養成することは、やっぱり考えようによっては、もっと量的には、何といえますか、少なくて済むということでもあると思います。是非お願いしたいと思います。

○二之湯武史君　　ありがとうございます。

先ほど申し上げた、やはりこういった学校現場
 というか、教育の世界におけるある種の身内意識
 というかそういうものが、様々な情報若しくは
 外部のいろんな空気といったものを取り込む上で
 障害になっているという現実があるというふうに
 思います。

岸参考人にお伺いいたしますけれども、その一

つの突破口がこのコミュニティ・スクール、要は地域に開かれた学校という選択肢だというふうに思っております。そういったコミュニティ・スクールが進んでいる地域もありますが、全国的に見てまだ目標の三千校にも届いていない状況でございますけれども、今回の法律の関連で申し上げますと、今回の教育委員会の制度改革が、今、参考人がされているようなコミュニティ・スクールを進めていく上でどういった関係があるかというふうにお考えでしょうか。簡潔によろしく願います。

○参考人(岸裕司君) 先ほど時間がなくて申し上げられなかったこととちょうど関係しているんですが、資料の一番最後をちよつと見ていただきたいんですけど、課題のところにもちよつと書きましたが、赤字のところ、人生九十年時代、この間、WHOの世界の平均寿命、また日本の女性性が世界でトップ、男性も四位かな。つまり、今の教育委員会改革の議論を聞いていると、義務教育教育委員会改革という感じがするんですね、つまり九年間の小中学校の教育委員会改革。だけど、生涯学習の国にしていこうということが中曽根臨教審のときからもう方向性できているわけですから、今こそ小学校、中学校の施設も含めて生涯学習社会の拠点にしていこうんだと。上物を造るんじゃないなくて、現在ある小学校、中学校の設備を使えば、生涯学習に即転用できるものがいっぱいあるわけです。

そう考えたときに、私は、首長部局はすばらしいと思います。先ほどの防災拠点といったときも、単に指定しているだけでは駄目なんです、やはり実体化させないと。その実体化させるときに、今の教育長で果たして発想があるかどうか、そこは私は疑問に思っています。

それと、この資料の中にありますように、現在は、例えば都道府県教育長の状況は教職経験者の割合が三四%、でも、住民に一番近いところの市町村でいうと六九・八%が教職経験者なんです。僕は教職経験者が悪いということを言うつもりも

りは全くありません。だけど、町づくり、次世代育成、そういう観点まで持って生涯学び続ける人というのをどうやってつくっていくか、そういう観点で考えたときに、私は首長部局も入れていった方がいいだろうというふうに思っています。

○二之湯武史君　今のお話をお聞きますと、やはり新教育長というのは、今まで以上に様々なバックグラウンドとか経験、スキルといったものが必要になってくる。若しくはそういうことを備えなければこれだけの裁量を生かしていくような、そういう能力、資質というものがなかなか実行していくことができなくなると、そういうお話で大変参考になりました。

どうも皆さん、ありがとうございます。終わります。

○大島九州男君　　どうも、民主党の大島九州男でございます。

四人の参考人の皆さん、本当にありがとうございました。

まず、今田参考人と岸参考人に御質問をさせていただきますが、首長が今回教育長を任命するというところで、先般も大臣に確認したのは、それだけ任命責任が大きいんだと、今までは教育委員会が教育長を選んだんだから、問題があつたときに、いや、私は関係ありませんよということはいえなくなるんだと、まさにその首長、あなた、ちゃんとしっかりそこら辺のところは腰を据えてこの教育行政に当たりなさいよという、そういうメッセージですねという確認をさせていただきました。

そこで、その教育長、そしてまたその任命する首長とメンバーで構成する総合教育会議、まさにそこにはいろんな人の「意見を聴くことができる。」というふうになっておりますが、私の思いはそこにいろんな人が入ってもらいたい。というメンバーを入れると非常に民意が反映されているのかというふうにお考えなのかというのを二人の参考人にお聞きしますので、まず今田さん、お願いします。

○参考人(今田忠彦君) ちよっとその質問の捉まえ方が、私の場合、総合教育改革会議、これは横浜のような大きなところでやろうとすると、正直なところ、これは実務上の話になって恐縮ですけども、正直なところ、オールウエーズに教育長と市長との連携を図っておれば、今先生がおっしゃったような感じのことが本当はどこまで必要なのかなというのは、多少私、この総合教育改革会議に対してはちよっと懐疑的なところもございまして、そういう意味でいくと、やるにして、教育委員会そのものの中でも必要な方の意見を聞くことは当然あり得る話ですので、もちろん市長と総合教育改革会議の中で識者の意見を聞くということも、法律の中にもそういう参考の条文のようなものがあるようですけれども、それはそのことも必要だと思いますけれども、これは都市の規模によって生かし方というのがいろいろあるんじゃないのかなというふうに、私の方はずっと質問に対する正確な答えになっていないかも知れませんけれども、そういうふうには思います。

○参考人(岸裕司君) まず、マネジメント感覚がしっかりした人。そのマネジメントというのは、例えば、この一番最後の赤字のところに書きましたけれども、例えば学校体育施設開放事業は九八・三%の公立学校で推進されているんですね。ところが、校舎内施設開放というのはほとんど進んでいません。

習志野の秋津小学校の場合は、当時の教育長が施設開放についての責任者というふうに英断してくれたんですね。ですから、校長の管理施設外、学校施設の中にあつてもですね。ですから、校長先生も放課後も休日も帰ることができず。そういった大胆なマネジメントが現行法の中できちっとできるんだということを常に学び、住民全てのために公共施設である公立の学校の財産を運用できる人というふうには思います。

○大島九州男君 ありがとうございます。
三上参考人と加治佐参考人に御質問させていただきませんが、今の流れを聞いて、総合教育会議で

民意を反映させると。やはりその役割をここにしっかりと担ってもらわなくちゃいけないというのが私の考えなんです。という、首長が任免をする教育長やその教育委員でいくと、非常に狭い民意だと。はつきり言う、その首長の裁量ぐらいいしか広がりがないという思いがありまして、だから私は、そこにコミュニティ・スクールや学校支援地域本部のメンバーのような人たちが常に関わっている方が民意が反映されて、そして本当地域に根差した大綱だとかそういうものができていくんじゃないかと思うんですが、そういう考え方はどうでしょうか。三上参考人から。

○参考人(三上昭彦君) 総合教育会議の問題ですけれども、私はかなり批判的です。
今委員がおっしゃったように、しかし、地域の教育問題というのは文字どおり、様々な知恵や人々の意識や協力を本当につくり上げない限り、現状の中で、地域の中で子供が育つんじゃない、そういう条件が本当に崩れてきていることは確かです。だから、その意味では、それは教育委員会も首長部局も首長も、これは当然協力するということとは私は絶対的に必要だと思っております。

そのときに、今この改革案で構想されているものは、教育委員会の、だつて現状を見てくれば、直接任命される教育長なりが首長に対してきちっと本当に言えるかと、意見が自主的に。つまり、首長と同じような意見の方向であればいろいろ言うでしょうけれども、もし違った場合に、もちろん一致することは大事なんですけれども。

ですから、あえてもしこの制度を少しでも良くするならば、総合教育会議は首長と教育長の共宰にすればいいですよ、共宰に、対等に。もちろんそれはうんと開いていく必要があると思います。そういうふうな、第一次安倍内閣のときに、教育再生会議には、国民総掛かりという言葉でつけ、余り総掛かりというのは好きじゃないんですけれども、しかし、中身的にはそういうことが本当に必要なことはもう多くの人が実感はしていると思うんですね、そういうのを本

当に開いてやりなさいと。
でも、どうも衆議院の議論なんかを聞いていますと、いざというときにはどうか、首長と教育長だけで決めてもいいんだとか、それはもちろんそういう場合も例外的にあるかもしれないけれども、そんなことは全く、何といいますか、もう現状を更に問題化するようなことだというふうには私は思っています。

○参考人(加治佐哲也君) 総合教育会議が設置されたのは意味があると思います。
これまでも、首長部局が主体になってその自治体全体の将来計画を作り、その中の重要な一部分が教育の将来計画なわけです。その教育の将来計画の原案を誰が作っていたかという、それは教育委員会、教育長や事務局が作っていたわけですよ。それが要するに今度はフォーマルな形で、つまり、制度化された形でそういうものが、ちゃんと作る機関が位置付けられてつくれるというのがことは、その総合教育計画の位置付けというのが私は高まるんだというふうに、そういう意味で評価しています。

それで、やっぱりこれまで以上にいい人々が入るべきだと思います。気になりますのは、首長主宰はいい、それから教育委員会が入るのはいいんですが、ただ、横浜市とか大規模なところはいろんな人材がおられるのでよろしいんですが、小規模なところになりますと、なかなかその人材が確保しにくい。

総合教育会議のメンバーに教育委員会の教育委員がなりますけれども、あれ、首長の被選挙権を持つという人に限られていますよね、教育委員が。だから、そうすると、その地域住民ということだけになりますよね。ちよっと、これも私はある意味、その観点からはもう見直してもいいんじゃないかということも思いますし、かつ、先ほど、実際教育に当事者意識を持つ人々、コミュニティ・スクールの方々もそうだし、いろんな方々をやつぱり広く入れるべきだというふうには思います。そのことによって、学校教育なり教

育行政のステータスを上げるいい機会になるんじゃないかと思えますね。
○大島九州男君 また今田参考人と岸参考人に御質問します。

今日、私、岸参考人、現場の方に是非来てもらいたかった。それはどういふことかという、子縁とありましたが、子供の縁に触れて、そういう独り暮らしのおじいちゃんたちが学校との縁を結んで、体育祭に不満を持っていた人が変わっていく、まさにそういう触れる縁によって変わるわけですよ。

そうすると、横浜のように、ちよっとすばらしい教育委員会と首長がやれば大丈夫だという、そういう考え方も一つあるかもしれませんが、もう、そうじゃなくて、本当にその学校、地域に直接関わる人がそこに入ることによってこの総合教育会議の暴走を止める。まさに、首長とその首長から任免をされる教育委員が行くといつても、間違えた方向へ行っちゃった、とんでもないところに行ってしまう。今の政権の傾向を今回のこの法案でも示しているのかなという部分に対しては、やはり民意をしつかりと反映させるといいうことも大事だ。それであるならば、今言うコミュニティ・スクールであるとかそういったものをしっかりと活用することが必要だ。要は、そういう本場に現場に、子供に直接関わり地域の運営に関わっている人たちがそこに入っていくことによってより良い会議にしなければならぬという、そういう視点なんです、私の考え方は。

今田参考人、どうですか。
○参考人(今田忠彦君) コミュニティ・スクールの問題、それぞれの学校ごとにその学校の特性というものを踏まえて、その地域の中にあるコミュニティ・スクールが学校当局と一緒にあって学校をつくっていく、そういう中で特性を持った学校経営がなされていくような、そういうものの積み重ねが、集大成が、ある意味で横浜の場合トータルでの横浜の公教育ということになろうと思

一点一点、一つ一つのところがある意味でしっかり機能していけば、何も教育委員会がそれなりに機能しているというわけではないので、それなりにも、何か今の我々の感ずるところでいくと、多少、横浜の場合、その総合教育会議というのが、屋上屋を重ねることになりはせぬのかなという、そういう違った見方も多少あるもので、先ほど先生の御質問に対して明確には答え得なかつたんですけれども、私は、それぞれの学校でコミュニティ・スクールができていくことによって集大成としてのものがある。だから、何も総合教育会議にコミュニティ・スクールの代表者が入らなくても、それはそれで一つ一つができてくれば当然その総意というのが委員会の議論の中でも組み込まれて総合教育会議に反映できるんじゃないかな。入っちゃいけないということではないんです、ないんです。そういう意味を申し上げたつもりでございます。

○参考人(岸裕司君) ビジネス界とか又は民主主義社会又は自由主義社会というのは、権限と責任が社会化され内在化されてバランス取れていると思うんですね。そう考えたときに、コミュニティ・スクールは、保護者と地域住民代表がまさに一定の権限と責任を付与させて運営されるわけです。このことは大いに経験すべきだと思います。歴史を遡れば、明治五年の学校教育制度以来初めてですから、民衆に権限をこれまで百四十二年間与えてくれたことありませんから、だからこれは大いに使うべきである。そのことを通して、改めて民衆が、今先生がおっしゃったような自覚、責任を持つ、この経験なくして先行き難しいと思います。

それともう一点は、余りにも保護者と地域住民は先生に責任押し付けばかりです。現状を考えたときに、先生の、特に義務教育の先生の数はどのくらいかという、たつたの七十四万人なんです、小中学校。つまり、一億二千七百万人のうちの〇・六％。何言いたいかというと、百七十人がたつた一人の人に寄つてたかつて、あれもやれ、これもやれ、これが百四十二年の歴史だつたと私は思います。

ただ、最初に申し上げましたように、しかしながら、合議制教育委員会というのはもうどう考えても、私申し上げました、機能しません。実態としては、やはり教育委員会もある教育長が事実上地域の教育行政を取り仕切っていると、こういう現実があるわけですね。これは、理念からは反するかもしれないけど、日本の実態からいうと、もうこれ、致し方ないことなのだろうなというふうに判断せざるを得ません。

○大島九州男君 ありがとうございます。時間になりますので最後ですが、今回、この委員会の制度改革六十年ぶりだと、大改革だと言われるその意味は、本当にそういう地域の人たちが、自主的なそういう自覚と、そういうものを持つて、そして首長と一体となって地域の教育を担っていく、まさにその一歩を踏み出すということだつたら私は納得しますよ。だから、そういう意味で、総合教育会議に本当に地域の声を入れて、そして本当は地域一体となって将来的にはその地域の改革だというふうに変化をするための改革だというふうに言つてくれたら納得しますというふうな大臣に言つたんですが、まさにそういうふうな改革にしていくなような努力をさせていたなければならぬというふうなふうに感想を持つております。

また、いろいろ御指導いただければと思います。本日はありがとうございます。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫でございます。四人の参考人の先生方、お忙しいところ、大変にありがとうございます。それぞれの御経験と御識見に基づく非常に貴重な御意見、大変参考になりました。

それによつて、住民、民意を反映する教育委員と専門職である教育長という矛盾が解消されて、教育長が純然たる専門職だということになるということだということなんで、まあそれはそれでそういう面では前進かなという評価はしております。

○参考人(岸裕司君) ビジネス界とか又は民主主義社会又は自由主義社会というのは、権限と責任が社会化され内在化されてバランス取れていると思うんですね。そう考えたときに、コミュニティ・スクールは、保護者と地域住民代表がまさに一定の権限と責任を付与させて運営されるわけです。このことは大いに経験すべきだと思います。歴史を遡れば、明治五年の学校教育制度以来初めてですから、民衆に権限をこれまで百四十二年間与えてくれたことありませんから、だからこれは大いに使うべきである。そのことを通して、改めて民衆が、今先生がおっしゃったような自覚、責任を持つ、この経験なくして先行き難しいと思います。

時間もありますので早速お伺いさせていただきますんですが、今回の改正案の一つのポイントが、教育長と教育委員長を一体化するという点があると思います。責任の明確化や、また判断の迅速化等が趣旨であると思うんですが、まず、今田参考人、加治佐参考人、そして三上参考人にお伺いをしたいのですが、この教育長と教育委員長を一体化させたことに対する評価、御意見をいただければと思います。

○参考人(加治佐哲也君) 教育委員会制度というのは、元々いわゆるレーマンとプロフェッショナルの調和といいますが、そういうもので成り立っているわけですね。ですから、原則論からいうと、専門家が教育委員、つまり素人、レーマンを兼ねるということとはあり得ないわけですね。アメリカの制度はそうなっているわけですね。それが戦後日本に移入されて、当初はそうだったわけですね。つまり、都道府県も市町村も教育委員と教育長は別です。教育委員長を兼ねるなんていうのはとんでもない、その当時は、ことであつて、それが地教行法改正によつて市町村は教育委員であつて教育長になるようになった。さらに、その後、都道府県についても、教育委員として特別職になつて教育長を担当すると、こういうことになつたわけですね。私は、制度理念からいうと全く矛盾していると思います。そのことは文科省もこれまで指摘してきたと思います。

それによつて、住民、民意を反映する教育委員と専門職である教育長という矛盾が解消されて、教育長が純然たる専門職だということになるということだということなんで、まあそれはそれでそういう面では前進かなという評価はしております。

○参考人(三上昭彦君) 私は加治佐さんとは全く違う評価ですね。反対でございます。

日本の教育委員会制度は、先ほど私の最初のあれでも言いましたけれども、一九五六年の地方教育行政法によつて本当に理念もぐちゃぐちゃにされたというのが私のあれです。なぜかといいます。先ほど加治佐さんもおっしゃられていましたけれども、確かに教育委員会制度はアメリカで発達して日本に紹介されて、この行政委員会制度というのは確かに国際的に見てもそんなに数があるわけではない、やっぱりユニークな制度ではあると思います。その一つの理念がレーマンコントロールとプロフェッショナルリーダーシップと言われているんですけど、しかし、もしそれでいくならば、一九五六年の地方教育行政法は教育長は教育委員の中から、一般の市町村についてはです

○参考人(三上昭彦君) 私は加治佐さんとは全く違う評価ですね。反対でございます。

日本の教育委員会制度は、先ほど私の最初のあれでも言いましたけれども、一九五六年の地方教育行政法によつて本当に理念もぐちゃぐちゃにされたというのが私のあれです。なぜかといいます。先ほど加治佐さんもおっしゃられていましたけれども、確かに教育委員会制度はアメリカで発達して日本に紹介されて、この行政委員会制度というのは確かに国際的に見てもそんなに数があるわけではない、やっぱりユニークな制度ではあると思います。その一つの理念がレーマンコントロールとプロフェッショナルリーダーシップと言われているんですけど、しかし、もしそれでいくならば、一九五六年の地方教育行政法は教育長は教育委員の中から、一般の市町村についてはです

ね、都道府県と政令指定都市は違いましたけれども、あの法律によつて教育長は教育委員の中から選ぶという、つまり教育長は教育委員を兼ねるという制度を導入して、非常に理念的に訳が分からなくなつてきたわけですね。

その流れでいいますと、しかも地教法は、現行法がそうだけれども、教育長は教育委員長を兼ねられないというのを明記していますよね、現地教法は。それを今我々のテーマにしているといますか審議している一部改正法案は、教育長は事実上教育委員長と一本化するわけですから、兼ねるわけですね。確かに、教育長は教育委員ではなくなるわけですけど、それは一本化という意味がどうも私にはつきりしないんですが、教育委員長というのはいなくなるわけでしょう、いわゆる。教育長が教育委員会を代表してその責任を持つわけですから、これは明らかに、教育委員会を開いて広く議論をしていくと、四人ですか、通常で四人の教育委員会は、教育長に対してはもう今まで以上に本当に影が薄くなると思いますよ。もし影を薄くしないための唯一の方法があるならば、この教育委員に住民代表制を与えるということですよ。もしそうであるならば、しかもその教育委員が、やはりある一定の識見を持つて、それから地域の教育問題についてもきちつとした現状分析と、それに対するやつぱり積極的なあれを持つてというふうな、これを教育委員も持つならば、これは教育長と大いに議論ができるでしょうけれども、今のまま、現在の今回の法案ではとてもそれは駄目です。マイナスの方向に行くだろうと。

つまり、教育委員会は、首長プラス教育長なんです。独裁とまではいかないにしても、それが完全に主導する教育委員会になると、これは本来の制度から明らかに更に後退していくと、そういうふうなのが私の意見でございます。

言われているのは、教育長の下に事務局があつて、そのラインとは別のところに教育委員会があつたことで情報の伝達等もなかつたという部分も仮にあつたとしたら、今回の一体化はそれを解決に資するものではないかと思つてはおります。

ただ、今御指摘いただいたとおり、そもそも兼用すること、やはり一人きりになるということとで濫用というおそれも出てくる可能性もひよつとしたらあるし、専門家がレーマンを兼ねるということがそもそもできるのかという部分もあり、結局は教育長がどのような方が養成されていくのかということ、そこがやはり非常に大事になつてくるなどというのを今改めてお伺いしました。ちよつとそこを具体的に更に伺いましたかたんですが、ちよつと時間がありませんので。

次、岸参考人にお伺いしたいんですが、コミュニティ・スクール、ツールにしてスクール・コミュニティ、この方向性、本当に非常に大事であるし、お取組の一つ一つ、本当にすばらしいなと思ひました。

ただ、現状、いろんな自治体がこのコミュニティ・スクールを何とか促進させようとしてもなかなかそれに幅が広がらないところがあるかとは思つています。例えば、空き教室を使うとかという話、今の学童保育の問題とかでも出てきたりしているんですけど、何が問題かといえれば、現場の教育委員会がなかなかそれに応じなかつたりとか、あと、何といつても保護者との協力関係とかそういう部分での連携というのが大事であると思う。

その点では、教育現場とも保護者とも非常に連携が取れた形をされているんじゃないかというふうにお話をお伺いして改めて思つたんですが、このような教育委員会、若しくはまた更に保護者との連携の辺りで、ここは大事だと思つたところがあるかもしれませんアドバイスをいただければと思います。

○参考人(岸裕司君) 僕がPTAの役員になつた

ときに一番おかしいなと思つたのは、保護者が文句ばかり言つていられるんですね、PTAで、役員になつたがらない。つまり、僕は民間人ですから、PTAという団体は任意加入の社会教育団体なんです。嫌だつたらやめればいいのにつて。やめる勇気もなく文句ばかり言つていられる、こんな主体性のない親じゃ駄目じゃないかというのが第一点だつたんです。だけれども、マーケティングしないと、ただ怒つただけになつちゃう。そこで、学校をいろいろ調べるわけですよ。

そうすると、例えば登下校、登下校というのはお城さんですよ、いまだに登下校つて言うんですから。登下校時に子供が事故に遭つたときに責任誰にあるかって、学校にあるんですね。だから、寄り道するなと言うのが先生の仕事になつちゃうんですよ。で、さつき言つたように、百七十人が寄つてたかつて一人の先生に文句言うよりも、その中の一〇%、例えば十七人でも登下校時に立とうよと言え、ああ、そうか、先生大変なんだねつて、じゃ、立とうねつてなるわけですよ。

つまり、ウイン・アンド・ウインという考え方、学校だけがメリットを求めちゃ駄目なんです。関わる保護者、地域住民も一緒にメリットを求めていく。その中で主体的に動こうとする人が自分を鍛えて、そういう住民に秋津の人たちはほとんどなつていったと思うんですね。

○矢倉克夫君 岸参考人、あと、教育委員会とかそういうところとの連携についても、もし御意見があればいただければと思います。

○参考人(岸裕司君) 実は、年間一万三千人使っているコミュニティルームの教育委員会支出は年間三万円なんです。あと、水道光熱費は全て学校メーターですから我々の税金である。

なぜ三万円で済むかというと、全て、四十ぐらいあるサークルは自己完結型で運営しているんですね。生涯学習というのは自分にメリットあることですから、例えば陶芸で粘土を使うとなれば自

分で粘土買つて当たり前ですよ。そういうふうなやり方をしながら、だから教育委員会にもメリットがあるから教育委員会も積極的に施策を進めてくれるわけですね。

逆に言うと、三万円だつたら要らないと言つたことがあるんですが、行政施策なので受け取つてくださうと言われたんです。だつたら受け取りましょうということ、来年で二十年になります。行政にもメリットないと、新しい仕事はやりません。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

教育委員の人選の在り方にしても地域とのつながりにしても、やはり今後運用をどうしていくのかというのはまた非常に大きな視点であるなというところを改めて教えていただきました。大変にありがとうございます。

以上で終わります。

○柴田巧君 日本維新の会・結いの党の柴田巧です。

今日は、四人の参考人の皆さん、本当にどうもお忙しい中ありがとうございます。そしてまた、それぞれ貴重な御意見を賜りまして、感謝を申し上げたいと思います。

まず最初に岸参考人にお聞きをしたいと思います。このスクール・コミュニティ、本当にすばらしいなと感じたところであつて、大変感心しましたし、これが全国的に広まっていけばいいなと思うところですが、そのためには、先ほどもありますように、いわゆるコミュニティ・スクールをツールとしていくことでありますが、御案内のように、今三千校を目指して取組をしておりますが、今のところ千五百七十ほどでしょうか、実際に設置されているのは。まだまだ広がっていないというのが現実であります。

岸参考人はこの文科省のコミュニティ・スクール・マイスターもされておられるということですから、この文科省のコミュニティ・スクールの普及拡大策の何が問題だと、どこが足りない

いうふうに感じていらつしやるのか。あわせて、やはり広がりがない一つの理由は、地域住民、保護者の皆さんの必要性が余り感じられていない、岸参考人の言葉でいうと、ウイン・ウインの関係が感じられないというところなのかなと思つたりしますが、その面も含めて、これからどういう推進策であるべきだとお考えになつておられるか、まずお聞きをしたいと思ひます。

○参考人(岸裕司君) 文科省の方では大変力を入れてコミュニティ・スクールのパンフレットを作つて、それから我々を含むマイスターを紹介し、国の予算で派遣してくれるんですね。今年で僕は三年目になりますが、この間、北海道から九州まで随分あちこち行つてお話ししてきました。お話しした感触では、是非やりたいというところがかなり多いです。

一番問題なのは、一番危惧しているのは、逆にいうと、普及していない県というのがまだあるんですね。普及していないところは県の教育委員会がびびつてゐるんです。なぜかという、人事についてという項目がありますから。だけど、人事については意見を述べる事ができるといふことなので、述べなくたっていいんですよ。そここのところの理解が全くなつていないですね。

それと、僕は秋津小学校のコミュニティ・スクールの当初の規約を作つたりするときの委員をやりました。秋津小学校はどうなつたかといひますと、人事については、人を付けてください、増やしてくださいといふことで、加配が可能になつたんですね。つまり、保護者や地域住民を疑わないうでほしいと。自分の地域の学校を悪くしようない人という人は委員になりません。先生が困つてゐるんだから、是非人を付けてほしいと言ふような人がほとんどですよ。ためにするような人は余りいません。

それから、僕の認識では、コミュニティ・スクールの指定校は進んでいないとは思つてゐないんです。むしろ千五百四十校までよくぞ増えた。まだ発表されていませんが、四月一日現在は千九

百を超えたんですね。ですから、僕は目標の三千は到達できると思つてゐます。日本の小中学校の一割、三千校できれば、ほかはばたばたとやりたがります。新しいことは苦手ですから、でも、ある程度行くと、じゃうちもやらなきゃ、うちもやらなきゃとなるんですよ、面白いところですから。だから、心配していません。

もつと勉強すべきです、コミュニティ・スクールの法律文言、内実、余りにも一般の先生が勉強してゐないと思つてゐます。先生にとつて助かるシステムである、このところを僕は強く訴えていきたいですね。

○柴田巧君 どうもありがとうございます。私の地元の富山県にもまだ一つもないので、今のお話聞いたら何かできるような気がしてきました。ありがとうございます。

次に、加治佐参考人にお伺いしたいと思ひますが、先ほどもお話があつたように、教育長の育成というが教育行政職の育成といひますか。資質の向上つて非常に重要にこれからまきになると思ひます。そのいゝゆる変革型に教育長をしていかなきゃならないといふことをおっしゃいましたが、そういう例が海外であるのかどうかといふことですが、あれば教えていただきたいんですけども、そういう変革型の教育長、教育行政職の育成に力を注いでゐる、特にこれからの日本の教育長の在り方にとつて、育成の在り方にとつて極めて参考になる、そういう海外の事例があれば教えていただければと思ひます。

○参考人(加治佐哲也君) いゝゆる先進国では、校長もそうですけれども、教育行政職も専門職といふ見方をしているところが多いと思ひます。それはアメリカはもちろんですが、本学が新たに協定を結んだヘルシンキ大学、フィンランドですね、それからイギリス等々もそうです。

ちなみに、アメリカの例を申し上げますと、教育長は基本的に博士号が前提になつております。教育行政の博士号を取るといふことですね、これが前提になります。多くの場合、大任教員を、こ

れは全てのことじゃありませんが、こういうケースが多いといふことで聞いていただきたいと思ひますが、まず学校の教員を経験しまして、それから何年かやつて実績を上げて、管理職試験を受けて学校の管理職になつて、四十代で大学院に通う。そこでみっちり教育長としてのトレーニング積んで、免許を取ります。ほぼ公募制ですから、教育長は最初は小さな町のところに行つて、そこでまたそれなりの学力向上に貢献するとか問題解決に貢献したら、何といひますか、トリードじゃないですけど、だんだん大きなところ、あるいはより課題の重いところに移つていつて、よりキャリアを高めていくと。そういう人が大学にも行つてまた教えるとか、大学院、そういうケースがあると思ひますですね。

ただ、いかにせん、その免許制度は確立はしておりますが、私、この教員を養成する立場からなかなか申し上げにくいんですが、養成する大学によつてその質が大分差があるといふこともまた事実なようです。

○柴田巧君 どうもありがとうございます。先ほどもお話あつたような能力を持つ教育長がこれからたくさん日本でもできてくることを期待をしたいと思ひますが、その一方で、この法案の審議の中でもいろいろ懸念の一つとして出されるのは、そういう巨大化する教育長といふことが今度できるわけですけども、ややもすれば暴走、独走をするといふこともあり得るのではないかと。

だとすると、今、いゝゆる罷免要件といふのは今までの教育委員の罷免要件と何ら変わらないわけですけども、それだけ巨大な力を持つ教育長が誕生すれば、これは加治佐参考人にお尋ねをしたいと、済みません、思ひますが、そのいゝゆる教育長の罷免要件の緩和をすべきじゃないかといふ考え方、意見もこれまでの審議の中で出ておりますが、こういう考え方についてはどのようなお考えでしょうか。

○参考人(加治佐哲也君) 教育長の暴走というの

は誰に、教育委員会に対してということでしょうか。

○柴田巧君 この場合は、首長と要するに別の方に行つてしまふと。

○参考人(加治佐哲也君) 私がこれまでの地方教育行政や、教育長の方々と話して持つ実感としてはあり得ないと思ひますけれども、首長を無視して独走できるような、そんな高い能力を持った教育長はおりませんよ。首長が選挙で選ばれて住民の直接意思を受けてゐることの意味合いは物すごく重いんです。だから、むしろ私は、そういう首長に今度は直接選ばれるわけですよ、議会の同意を得て、このことによつてステータスは上がると思ふんです。

だから、実はこれ皮肉でもあるんですが、兼任制になつたわけですが、先ほどのお話ですけども、教育委員として特別職になつて教育長になつたわけですね。教育長単独であつたら、これ一般職なわけですよ。教育委員を兼ねることによつて特別職になつたんですね。そうしたら、よく聞きますのは、都道府県や政令市ではそれまでなかったようなよりレベルの高い人材が教育長になるようになったと言われているんです。聞いてゐるんですよ。だから、恐らくそういう、より資質の優れた人材がなる可能性がむしろあると。それが首長に対して暴走することはあり得ないと思ひます。多分、その首長が罷免すべきだと思ひます。

○柴田巧君 ありがとうございます。

次に、今田参考人にお聞きをしたいと思ひますが、先ほどの意見陳述の中でも、今度できるであろうと言われている総合教育会議のいろんな御懸念を示されておられました。私も同感するところがあるわけですが、今、この法案が通るとして、総合教育会議ができるとして、例えば先ほどもありましたように、このままではいゝゆる緊急対応がしつかり本当にできるのか、あるいは教育委員会と首長の意見が異なつてなかなか調整が整わなかつたといふことがあり得ると、それによつ

で非常に混乱を来すということ、十分あり得ると私も思いますが、これができるとして、そういうことが懸念されるがゆえにどういう工夫なり運用の在り方なりというのが必要だとお考えになっておられるか、ちょっと先ほどと重なる部分はあってもいいと思いますが、御見解をお聞きできればと思います。

○参考人(今田忠彦君) できることに懸念を感じている人間ですから、ある意味で教育委員としての自負たるものを持って取り組んでいくことによつて、総合教育会議のようなものができなくて、それが足りるようによつて常時取り組んでいくことが必要であつて、たまたま今回いろいろな経緯の中で、民意を得た首長の立場というものも含んでそういうものができるということになったんだらうというふうに思っていますので、私なんかの気持ちでいけば、教育委員がしっかり対応することによつて、全部が全て事がそれで足りるわけじゃありませんけれども、必要な識者の意見ももちろんいただく場合もあるかと思ひますけれども、できるだけ教育委員と首長との連携の中で、本当なら既存の中で事が対応できれば、スムーズに臨機に対応できると、多少これは本当に先ほど申し上げるように、何か屋上屋を重ねるような気がしなくもない、そんなふうには、生意気なようですけれども、私はそういうふうには思っています。

○柴田巧君 それから、今田参考人は教育委員会の現場にも長らくおられるので率直なお考えとしてお聞きをしたいと思いますが、今度、教育長の任期というの三年ということになりましたね。これが、いわゆる首長が任期のうちには一回任命できるといふ仕組みになったんですが、ところが場合によれば、前の首長に選ばれて、教育長の任期の途中に今度は首長が替わるということとはもちろんあり得るわけですね。そのときに、先ほどの話じゃありませんが、首長と教育長と全く考えが違つて、任命されていませんから、非常に混乱を来すというふうなことがあり得るんじゃない

かと思ひますが、この三年の任期ということ、このことについてはどういうお考えでしょうか。

○参考人(今田忠彦君) これもいろんなことを考へての上で、いつときは二年という話もありましたけれども、こういう中でいろいろなことを絡めて三年という結論を出されたわけで、それはそれでいろんな知恵の集大成の中の三年間ということだろうから、それはそれでいいんじゃないかなというふうには思っています。

○柴田巧君 これで終わります。どうもありがとうございます。

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文と申しま

す。参考人の皆さん、今日はお忙しい中ありがとうございます。

まず、加治佐参考人にお伺ひします。

ちよつと確認も含めてお伺ひしたいんですが、加治佐さんの提案は私もちよつと目からうろこで、これからの教育行政の改革を進めるには本当のプロフェッショナルな教育長、これはもう逆にならうという人材をつくるために、大学でもコースをつくつて積極的に人材育成からやつていくべきだと、そうしないとこの制度に堪へ得るしつかりとした教育長は生まれにくいという問題提起、本当に私もちよつとびっくりして。

ただ、スーパー教育長ですね、これ。ある意味で、教育にも造詣が深いのは当然ですし、あるいは地方自治や地方行政についても識見がある、さらにはステークホルダー、いろいろ先生方とかPTAの方とか、あるいは政治家、そういうところともうまく調整して一つの教育政策を進めていく。こういう人材が育成できたらいけないと、むしろ市長や知事ができちゃうんじゃないかなと思ふくらいに私はちよつとこの発想に驚いたんですね。

じゃ、そこで、参考人が考える今後の地方の教育制度の在り方、同時に、参考人は、教育委員会制度は今機能していないと、この合議制が。だから、むしろ市民から選ばれた首長が民意を代表し

ているわけですね。その首長がしっかりとした教育長を任命して、この二人のリーダーシップで教育改革を引っ張るんだと。だから、今の教育委員会のようなものは、もう必要ないと言つてはあれですけれども、むしろ執行機関としての教育委員会よりも、首長、教育長主導型の教育行政執行と、必要であれば、地方議会とかあるいは教育監査委員会みたいな、今度チェック機能の、執行機関じゃなくて、をつくつて地方の教育行政を進めといった方がむしろ改革は進むんじゃないかと、まあ比較論ですけれども、こういう認識でよろしいんですか。

○参考人(加治佐哲也君) 今、松沢先生がおっしゃったことは、これまで大きな議論になつてきたんだらうと思います。

正直申し上げて、昨年十二月の中教審の案では、あるいはその前の教育再生実行会議の案では、教育委員会はもうなくなるんじゃないかと、あの中教審答申でも、A案、B案があつて、A案でもなくなるというところだったんですね。私どもはそうだろうと思つておりました。ただ、何と云いますか、はつきり申し上げて、日本人のまだ感覚というか考え方がやはり、どういいますか、首長一本に任せるところまでは気持ち固まつていないということ、それから、政治的中立性というか、そういうものに対するやはり非常に敏感な部分はまだ非常に強いということがあつて残つたんだらうというふうには思っています。

ただ、私はこういう法人化した大学の経営をしておりますので物事を常に前向きに考えるようにしておりますが、であれば、やはり教育委員会、合議制教育委員会は残りましたので、今、委員もおっしゃるように、より教育長がもう今度は積極的に首長に進言していい人材を選ばないと。はつきり言つて、自分のプレーンというかな、プレーンというかアドバイザー、そういうふうになるような人材というのを教育長の方がやつぱり事実上選ぶと、要するに首長に進言して首長から選んでもらふと、そういう専門性も教育長に求められる

んだらうというふうには思っています。

○松沢成文君 次に、今田参考人に御意見をお伺ひしたいんですが、私も神奈川の知事をやりましたので、横浜という三百七十万の巨大な自治体の教育行政をまとめ上げる難しさというのは、私も前から見ていて大変なものだと思つておりました。

今田参考人のお話だと、横浜市においては、教育委員会と、あと市長さんですね、かなり連携も密にしている、制度改革をして無理に総合教育会議みたいなものをつくる必要もなく、今も連携は取つていますよと。そしてまた、教育委員会もそれぞれいいプロフェッションを持って、レマンコントロールもきちつと利いて、横浜においては教育委員会、例えば教育委員長と教育長の役割も会社で例えると会長と社長みたいなものだ、広い視野から方向性をしっかりと指導する委員長と、逆に教育の専門的なところもきちつと管理をして運営をしていく教育長、この役割分担もしつかりできているんじゃないかと、こういう御意見でした。

そこで、実は私、よく例に使うんですが、神奈川県にも様々な基礎自治体があるわけですね。一番小さな基礎自治体が清川村といひまして、人口三千人です。一番大きなやはり同じ基礎自治体が横浜市、人口三百七十万ですか。ここは十倍どころか百倍、千倍も人口が違うんですね。ですから、横浜には恐らく教育長適任者のいろんな人材もいると思ひますし、教育委員になつてほしい人もたくさんいるわけですね。そして、事務局もしつかりしたテクノクラートがそろつていられるわけですね。でも、片や清川村は人口三千人、いや教育委員を探すのも大変ですね。

これだけ人口規模も違つて、あるいは教育文化も異なる多様な基礎自治体があるのに、なぜ、国が一つの制度を中央で決めて、今の教育委員会制度は駄目だから、今度こういう新しい制度にしますよ、はい、地方はこれでもいいかな、全員従いなさいと言つて上意下達にやらないかな

か。私は、県知事としてもずっとそれ疑問に思っていたんです。ですから、今回も、横浜市は今の教育委員会制度でうまくいっている、だからこれでそのまま続けさせてほしいという地方の声があつてもいいと思うんですよ。

そういうことで、私は、国が一つの制度に完全に決め付けて、それをただ多様な、また地域性の違う基礎自治体全てに同じ制度を押し付けるというのはいくらも限界があると思つてゐるんですが、日本一大きな基礎自治体の横浜市の教育委員長さんとしてその辺りはいかがお考えでしょうか。

○参考人(今田忠彦君) 今、松沢先生がお話しいただきましたけれども、私も、実はこの教育制度分科会の臨時委員ということでメンバーにしていたので、いろんな市町村の首長さんを含めて議論をさせていただいたときに感じましたのは、小さなところでは、小学校三校、中学校二校のようなどころ、そこだと教育長さんはもう全部学校の雰囲気ももちろん細かく分かる。それと、横浜のように五百校もあつて、小学校三百五十校もある、そうすると校長先生の顔も教育長は全部は分からない、そういう中でどうなんだろう。そんなことで、四年前に方面別の東西南北の事務所をつくりました。その事務所でも一個当たり百校を超える学校を所管する。そういう意味でいくと、その都市の規模とか成熟度とか、そういうものに依じて、一律に制度論を議論をすることの難しさというものを正直感じました。私の立場ではそれ以上の上のことは申し上げませんでしたけれども、お国はお国の立場で、余り制度を複雑にするというのも大変なんだろうということで、きつと悩みながらの中で今回の案が出てきたんじゃないかなと。ただ、いつかの時点ではこれはやはりもう少し分けて、私は意見発表のときも制度論として、委員長と教育長と両方置くというの制度論としてあるんじゃないかと、それは主体性に任せてもいいんじゃないかというようにすることは少し柔らかく申し上げましたけれども、今先生がおっしゃった

とおりだというふうに思つております。

○松沢成文君 そこで、教育行政の専門家の三上先生にお伺いしたいんですが、こうやって教育行政の専門の先生方、あるいは教育現場で汗を流している現場の皆さん集まつていても、今回の改正案については様々な意見があるんですよ。ですから、今の教育委員会制度、結構うまくやっているからこのままの方がいいという方もいれば、抜本的に、教育委員会制度はもう機能していない、もう少し市民から選ばれた首長を中心として地方教育行政をつくり直した方がいいという方もいれば、今回府案として提案されたのは、その両方をうまく取りつづけているというか、悪く言えば、足して二で割った妥協案とも言えるわけですね。

それで、これだけ意見が違うのに、なぜ国が、あるいは文科省が、あるいは国会が一つにまとめて、日本の制度はこれなんだから全部自治体はこれに従いなさいと言つて上意下達に制度設計を一方的に押し付けるというのは、私は地方分権から完全に逆行しちゃうつていっていると思うんですね。先生は先ほど、教育の政治的中立というよりも、教育の自主性、自律性が大事だと言つていました。それは、恐らく教育委員会の中において様々な運営のやり方があるんじゃないかと、それを認めるということだと思つていますが、もう一つ範囲を広げて、地方の教育制度、教育委員会中心制度でいくのか、あるいは第三の案でいくのか、三つぐらいひな形を作つて、どの制度でいくのがこの地域に最もふさわしいか、地域の教育文化にふさわしいか、地域の人材に合っているのか、それを地方が、つまり首長や議会や地域住民が自分たちで議論をして、そして判断して、そして運営していつてこそ初めてそこに責任も生まれるわけですよ、自分たちで決めていきますから。それで、自分たちでつくった制度なんだからうまく運営しようという、運営に対するインセンティブも生まれてくるわけですね。

私は、今後の日本の教育改革を進めるには、地方の選択権というか自主性を制度の中にもきちつと認めていかないと、国から一方的に押し付ける制度では、うまくやることもあるけれども全然失敗するところもあるし、不満が残ると、こう考へてゐるんですが、先生の御意見はいかがでしようか。

○参考人(三上昭彦君) ただいまの松沢委員の御意見の、フレキシビリティといいますか、地方の様々な多様性を可能な限り導入すべきだと、その点に関する限り、私は賛成です。

まあしかし、これまでの議論の中で、特に全国市長会を中心にして教育委員会を任意設置にしろと、必置規制を、地教行法、自治法のあれを解いてですね。それはほかの地方制度調査会にしろございまして、現在も続いているんじゃないかというふうに思います。

それから、実は触れませんでしたけれども、戦後、直後はこれは準備がなかなか進んでいないということもありまして、御存じかと思つすけれども、一九四八年に教育委員会を設置した市町村、そのときは実は法的に任意設置だったわけですね、一九四八年。義務設置は都道府県と当時の五大大市、横浜市を含めた五大大市です。任意設置だったんですけれども、やっぱり当時、条件がなかなか整わなかつたし、教育委員会が一体何なのかということも分かりませんでしたから、実際に一九四八年に設置したのは僅か四十六、当時一万を超えていましたけれども、そういう状況で、その事態が一九五二年まで、つまり四年間も続いたという、これはまあ、やっぱりちょっと例外的なあれだったというふうには思ひますけれども、私は、任意設置にして例えば教育委員会はなくしちゃつと、ちょっと待つてくれというふうには言いたくありません。

つまり、そのときには、繰り返し私が言つてゐるように、先ほども委員がちよつと復唱していただきましたけれども、やっぱり本当に教育の生き

生きとした自主性とか自律性とか、そういうのを担保できるような制度、代替する制度、そういうものを工夫してやると。つまり、首長部局に一本化するということではないあれというのは何かもしかしたらあり得るかもしれないと思うんですね。

というのは、制度として、思想としては実はあつたわけで、先ほどレーマンコントロール云々のことも出ましたけれども、例えば、ほかの国でも、専門家、つまり教育関係の専門家と一般の同数委員会のようなあれとか、それから職種代表なりを含めるとか、私なんかはもつと本当にフレキシブルに考へていいと思うんですけれども、例えば、確かに今の教育委員会は教育長を除いたら全部非常勤ですから、これでこれだけ大きな課題を本当に責任を持つてやれるかと言われると、私もやっぱり、まあ研究者としてやつてきたあれから見ればちよつと難しいだろうと。

となれば、例えば、半数の教育委員を常勤的、常勤的なものというか、あるいは従来の、これはどこかの団体が言つていましたけれども、少なくとも教育委員長は常勤化するというふうな、いろいろなさういう、少なくとも制度内でのフレキシビリティというんですか、工夫ですよね、実際にやつてみると。そういうふうなことは私はあり得ていいというのは私の考え方でありました。

○松沢成文君 どうもありがとうございます。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

四人の参考人の皆さん、本当に勉強になりました。ありがとうございます。まず、三上参考人にお聞きしたいと思ひます。お話の中で、教育委員会改革は目的や方向性が最も問われるんだというお話でした。法案は、元々中教審への諮問も、テーマが責任の所在の不明確さ、これを解決すると言わばルールが敷かれて、それで諮問が行われた以上、諮問機関はやはりそれに沿つた検討を行い、答申をしなければならぬと思うんですが、私たち議会の側はやはり全く立場は違うわけで、法案の改革の目的や

方向性ということについて政府から独立した立法府としてやはり真剣に議論をしなければいけないなど、こういう立場でまずお聞きをしたいと思います。教育委員会の形骸化というのは確かにずっと言われてきた。では、その要因というのはどこにあるのかということが、ほとんど、長が二人いるから形骸化なのかというところ、それは違うでしょうというふうには私はすごく思うんですね。その形骸化の要因についてお考えをまずお聞かせください。

○参考人(三上昭彦君) 先ほど冒頭でも発言しましたけど、かなりの教育委員会が形骸化しているんじゃないかという、そういう指摘、分析が、初めて、私の言うところ、政府関係のしかも総理大臣の諮問機関ですね、その臨教審でなされたわけです。そのとき臨教審の分析は、それは言わば教育委員や教育長なり首長の意識の問題、それから使命感、特に教育委員の使命感の欠如の問題とか、そういう意識の問題というふうなものを非常に臨教審はうんと言っていて、教育委員会制度の持っている制度の根幹部分についてはほとんど触れなかったわけですね。

なぜ形骸化しているかということは、それはなかなか個別に見ていく必要はあるんですけども、私は、先ほど言いましたとおり、やっぱり一九五六年の地教行法の改正が法制度的には私は決定的に教育委員会の豊かな発展を抑えてきたというのは、私の分析から出てくる結論であるわけですね。

その後の流れをずっと見ていきますと、実はいろいろ挙がってきている問題は、ほとんどある部分、例えば教育委員会を公開制にしないとい、これは一九四八年の教育委員会法では当然だったわけですよ、会議の公開なんというの、それを地教行法で、法文上、公開制を削除しちゃったわけですね。公開は各教育委員会の判断に任せるとい、それが答弁ですよ、政府答弁。例えばそういうこと。それから、先ほど言った教育長と教育委員長を一緒にしちゃったとか、それから、これはなかなか難しい点ではありますが、これも人事権です

ね、市町村教育委員会が持つていた教員の人事権を都道府県教育委員会に吸い上げるといいますか、そういうことをやる、それから、教育長の任命承認制を導入すると。

つまり、先ほど私が言いました教育委員会の三原則なら三原則と言わな、当初のですね、これは確かにそのとき十分に開花したとはとても言えません、公選制時代にですね。とても言えませんが、そんな状況もなかったわけですね。少しも、やっぱりそれを粘り強く、何といいますか、少しでも発展させていく方向じゃなくて、残念ながら地教行法と教育委員会法を比べてみれば、確かに一定程度整備されている部分もありますけれども、大事な部分は私はずっと後退、三原則という点で言えば後退してしまつたと。

そういう制度的な要因の問題と、それからそれと深い関係を持つていて意識の面とか運用の面。制度問題の一つ、制度問題を考えるときの本当に難問は、どの制度もそうかもしれないけれども、やっぱりその制度自体が持つ、そこに内包している問題というのはどういふものなのかと。しかし、どんな制度もそれを運用するのは運用主体であつて、その主体の意識、力量、それから情熱、使命感、そういうものはもちろんあるというふうには思うんですね。

今回のこの議論というものは、例えば大阪のあれを契機にしたというふうには言われていますけれども、しかし、これは大阪のあれで言えば第三者検証委員会が明らかにしているのとおり、直接的なやつぱり大きな問題は、教育長、事務局、これが教育委員会にも、ほかの、もちろん首長にもそうだったと思いますけれども、この大問題についてきちつと情報を報告をし、教育委員会を招集するように教育委員長に連絡するとか、そういうのをやつぱりやつていなかったというんですね。

つまり、言ってみれば、今日の教育委員会制度というものがやつぱり教育長を中心のなものと動いてきて、その要因になったのは、私は繰り返して言っていますけれども、本来、教育委員とい

うのはやつぱり首長とともに住民から選ばれる、あるいは何らかの形で住民代表性を持つて、推薦制にしろ何でもよいですよ、様々な形で持つていうことを、住民代表性を欠いてしまつた場合には、これは、ここにいらつしやる議員の方々だつて恐らく御自分の中にある一つの誇りとか使命感というものは、やつぱり国民から選ばれたという、これは確かに大事なプロセスであり契機だと思ふんですね。ならば、何も首長だけが住民代表といふふうなシステムに終わらせないで、教育委員や特に行政委員会の最も重要なものは、憲法九十三条にもちゃんと明記されているわけですから、議員や首長以外に地方の吏員はやつぱり住民の公選にするという規定もあるわけですから、唯一のそれが教育委員会の公選制だったので、ほとんど、まあ農業委員会は若干あれです。私は本当に強く思います。

それを強く実感したのは、今から三十年近く前になるんですけども、十五、六年続いた、これは皆さんの中にはもちろん評価の議論はあると思いますが、私は身近にいてずっと見てきたんですけれども、私は身近にいてずっと見てきたんですけれども、やつぱり中野の教育委員の準公選だったというふうには思うんですね。あの委員たちはなぜあんなに一生懸命やつたのかというと、直接的に言っていますよね、保守の方も言っています。やつぱり自分が住民から推薦されたということの力は自分の意識を変えさせたというふうなことを、恐らく自民党系とか保守系の、これは産婦人科の第一期のお医者さんでありましたけれども、私の実はあるイメージにあるのは、あれなんです。ですから、オルタナティブの一つの選択肢としては、やつぱり現在あるもう今の状況というのはもつと何といひますか、それができるある種の条件というふうな気もするんですけども、そんなふうには考えていますね。

○田村智子君 次に、今田参考人にお聞きをしたんですけども、今田参考人は、最初の資料のところで教育委員に椅子もないのかということとで、まずその机と椅子をそろえた。実は、

私たちも、やつぱり教育委員が本当にその役割を果たす上で余りにもそういう当たり前の条件も整えられていないじゃないか、全く同じ意見を持つて、改革の提言を出したときに、机も椅子もパソコンも資料の置場もないと、これでいいのかというのを問題提起しておりますが、今田参考人とは立場はいろいろ違うんですが、そこは共通するところがあるなという思いでお聞きをしておりまして。

それで、お聞きしたいのは、先ほど総合教育会議、これはなかなか絵に描いた餅になつてしまふんじゃないかという危惧をお持ちなんだということがよく分かつたんですね。やはり非常に多忙な首長さん、教育長さんも今度は教育委員長の職務も兼ねると、教育委員会を代表する、一層多忙になるといふことは、これは目に見えているわけですね。

そうすると、そういう方が集まつて、教育委員も集まつて、本当にかんかんがくぐくの議論で大綱というものを作ることができるといふところ、もし、それがしっかりと議論が物理的に取れないというふうな状態になつて形式的な議論で決定されるようなことになれば、これは作られたもので一応協議が調つたとみなされたものは尊重義務が生じるので、教育委員会、教育長はこれを執行しなければならなくなつていきます。そうすると、形式的な議論でそうなつていくと、やはり結果として教育委員会の役割は今よりも薄まりかねないんじゃないかなというの、具体的に即したお話を聞いて非常に危機感を感じたんですけれども、今田参考人、現状と照らしてどうでしょう、御意見を聞きたいと思ひます。

○参考人(今田忠彦君) 法案を作るに当たつては、きつと文科省の方もオールジャパンでいろいろな事例を見てこういうことに、総合教育会議の必要性というのを感じられたらどうというふう

に思ひます。私ども横浜の場合に言わせていただくと、先ほどから大島先生の話にも少し歯切れの悪い答弁を

申し上げたんですけれども、多少ともそれなりの機能をしています。何をもちて機能しているかというのとはなかなか難しいんですが、二十七万人の児童生徒がいて一万六千人の先生がいますから、何らかのことがあることはありますけれども、それなりに機能しているという立場からすると、お国の方はこういうオールジャンの観点から定められたんでしようけれども、横浜の場合は正直少しちよっと煩わしいなという気は正直しています。

ただ一方で、教育長になる人は、本当に今も多忙なのに、先生がおっしゃったように、教育委員会を仕切っていく、会議をリードしていくということになると、これはなかなか正直大変だろうなと。今は、教育委員会の会議は私なんかの方がリードする立場ですから、そのときは少し、聞く役ではないですけれども、比較的ゆっくりなところがあるわけですが、これからはそれも、今度は我々もまた違った角度でいろいろな意見を言うていくようなことになる、なかなか大変になるなというふうに思います。

○田村智子君 ありがとうございます。

岸参考人、よろしいでしょうか、お聞きしたいんですけれども。

とても、学校の運営の中に、学校の中に本当に住民の皆さん、保護者の皆さんが関わっていくというのは素晴らしい取組だなということで経験をお聞きしていました。

私は、教育委員会もやはりそうあってこそ活性化するだろうと。いかに住民の意向、保護者の意向、学校の中で起きている問題というのに、そこにアンテナを張って、上から来る、文科省から来る、何というか、通知とかそういうところではなくて、いかに現場の問題を酌み取って、そしてそれを教育長さんとか首長さんとかにも提起ができるだろうかと、ここに教育委員会が懸かっているんじゃないかというふうに考えているんですね。そういう意味で、今の教育委員会の制度をより良くしていく、活性化していくためにどんなこと

が必要か、御自身の経験からでも構いませんので、御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○参考人岸裕司君 やつぱりマネジメントだと思っんですね。マネジメントも、例えば教育委員会の中に、大きく分ける学校教育部と社会教育部署、この反りが悪いんですよ。何で同じ教育委員会なのに、僕は行政内融合と言っているんですが、又は首長部局と教育委員会と。例えば、首長部局に青少年何たらかんたら部署があつて、そこで市民のメンツ同じ人を集めて何かイベントをやるんですよ。教育委員会も同じようなことをやるんです。つまり、マネジメント、チープガバナンス、ここですよ。これができる体制なのかどうか。それは、やつぱりずっと住んでいる住民として見て、おかしいのいっぱいありますよ。

それともう一つは、やはり議員さん皆さんが国会で法律作るんだけど、ますます先生忙しくしているわけですよ。例えば、食育基本法を作る。それから今、食べ物アレルギー問題。給食のときに先生、担任一人がみんな注意するんですよ、全ての食べ物を、実際に亡くなった方がいたから。いじめでしょう、この四月からまた学校内組織をつくって忙しくしているんですよ。そういう声が届かない。

だから、百七十人側にいる保護者や地域住民が学校の中に入つて、先生の声なき声を我々が理解して、多数側の方が先生を応援しなかつたら、究極的な子供の教育は良くならない。ここなんです、多数決民主主義ですから。地域は多数決できないんです。五十一人が賛成したら四十九人切つていいかといつたら、そんなことはできないんですよ、地域は。

だから、コミュニティ・スクールという権限と責任を担うことを我々が経験して、江戸時代に戻ることはできないけれども、江戸時代には我々の庶民の子供の教育は寺子屋がやっていたんですから、それをあえて取り戻そうと。又は、明治二年に京都が番組小学校を造った。金も含めてみんな

町民が出したわけですよ、六十四の学校も造った。それ以降、お上に全部預けて百四十二年来ちゃったのが僕は義務教育学校の在り方だったと思っんです。それを根本的に変えようという時代が今だと思っています。

ですから、住民も変わらなきゃいけないけれども、教育委員会の職員もやつぱり変わつていただきたいと思っます。

○田村智子君 ありがとうございます。

○委員長(丸山和也君) 以上で参考人に対する質疑は終わりました。

参考人の皆様一言御挨拶を申し上げます。

本日は、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

では、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十九分散会